

大学発新産業創出基金事業

スタートアップ・エコシステム共創プログラム

拠点都市プラットフォーム共創支援/

地域プラットフォーム共創支援

公募要領

公募期間

令和5年8月29日（火）～

令和5年10月26日（木）正午



スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第2グループ

令和5年8月

改定日	改定内容
2023年8月29日	初版発行
2023年9月15日	P14、P32：主幹機関の定義に「国公私立高等専門学校」を追加。 P101：上記関連記載を削除。

公募概要

(1)全体概要

本公募要領は、「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」（以下、「本公募プログラム」といいます。）のうち、「拠点都市プラットフォーム共創支援」と「地域プラットフォーム共創支援」について記載しています。

本公募プログラムでは、大学等発スタートアップ（以下、「大学等発 SU」といいます。）の創出にポテンシャルのあるシーズを全国から引き出し、国際市場への展開を含め、大学等発 SU の創出に向けた取組について質量ともに充実させるとともに、大学等発 SU の継続的な創出を支える人材・知・資金が循環するエコシステムを、参画機関を拡充しながら形成する活動を支援します。応募対象は複数機関の連携によるプラットフォームとなり、研究者個人、機関単独では応募対象とはなりませんのでご注意ください。

各プラットフォームにおいては、主に「①スタートアップ創出プログラムの構築・運営」、「②スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備」の2つの取り組みを効果的に進めていただきます。活動を実施する各プラットフォームは、支援終了後を見据えて設定するプラットフォームとしてのビジョンのもと、本公募プログラムの支援期間終了時点での目標を定め、目標の達成に向けた実施内容を計画するとともに、計画の進捗を把握するための指標を設定してください。申請額の設定にあたっては、目標を達成するための計画として、明確な根拠を示す必要があります。

(2)募集対象

本公募においては、募集対象ごとに「拠点都市プラットフォーム共創支援」と「地域プラットフォーム共創支援」の2つに分けて募集を実施します。「拠点都市プラットフォーム共創支援」は、「大学発新産業創出プログラム（START）大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援」を実施しているプラットフォームを募集対象とします。「地域プラットフォーム共創支援」は、「大学発新産業創出プログラム（START）大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援」での支援を受けていない地域の大学等を主幹機関としたプラットフォームを募集対象とします。（※詳細な要件については、「2.1.4 本公募プログラムの実施に当たって構築すべき体制とガバナンス」や「2.6 応募要件」、Q&Aなどを必ずご確認ください。）

(3)支援期間

支援開始日から令和9年度末まで

ただし、個別の研究開発課題の新規採択は令和9年度までとし、個別の研究開発課題及びそれに付随する活動は、採択年度を含めて最長3ヶ年度程度可能。(最長令和11年度末まで)

(4)支援額

支援終了後を見据えたビジョンのもと、本公募プログラムの支援終了時点における目標の達成に向け、実施内容を計画するとともに、実施内容に関連した指標を設定したうえで、実施計画に即して根拠を明確に示しつつ、プラットフォームとして必要と考える金額を申請してください。

設定した金額の妥当性自体も審査の対象となり、申請額は選考を通じて査定を受けます。実際の支援額は、最終的に「スタートアップ・エコシステム共創委員会」(以下、「委員会」という)による審査を踏まえ、JSTが決定します。選考の結果、採択となった場合でも、実際の支援額を申請額から大幅に減額する場合があります。

目次

第 1 章：研究提案公募にあたって	8
1.1 大学発新産業創出基金事業について	8
1.1.1 本基金事業の目標	8
1.1.2 本基金事業の目指す姿	8
1.1.3 本基金事業のガバナリングボード	9
1.1.4 本基金事業の構成	9
1.1.5 本基金事業の特徴	9
1.2 スタートアップ・エコシステム共創プログラムについて	12
1.2.1 本公募プログラムの趣旨・目的	12
1.2.2 本公募プログラムの実施に当たっての考え方	13
1.2.3 本公募要領での主な用語	13
1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	17
1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	17
1.3.2 ダイバーシティの推進について	18
1.3.3 公正な研究活動を目指して	20
第 2 章 公募・選考	21
2.1 本公募プログラムの支援内容	21
2.1.1 本公募プログラムで募集する提案	21
2.1.2 本公募プログラムにおいて各 PF が設定するビジョン・目標	22
2.1.3 各 PF で実施する内容	23
2.1.4 本公募プログラムの実施に当たって構築すべき体制とガバナンス	29
2.1.5 留意事項	33
2.2 公募期間・選考スケジュール	43
2.3 支援期間	43
2.4 支援額	43
2.5 採択予定数	44
2.6 応募要件	45
2.6.1 拠点都市プラットフォーム共創支援における応募要件	45
2.6.2 地域プラットフォーム共創支援における応募要件	45

2.7 応募の制限	46
2.8 応募方法	47
2.8.1 申請	47
2.8.2 申請書一覧.....	47
2.9 スタートアップ・エコシステム共創プログラムの進め方と流れ	48
2.9.1 スタートアップ・エコシステム共創プログラムの管理・運営.....	48
2.9.2 スタートアップ・エコシステム形成支援の全体の流れ	48
2.10 選考方法	51
2.10.1 選考の流れ.....	51
2.10.2 利益相反マネジメントの実施	51
2.11 選考の観点	53
第 3 章 採択後の研究推進等について.....	55
3.1 研究計画の作成.....	55
3.2 委託研究契約	55
3.3 研究開発費とプログラム推進費	55
3.3.1 研究開発費（直接経費）とプログラム推進費（直接経費）	56
3.3.2 特許関連経費の直接経費からの支出について.....	58
3.3.3 直接経費として支出できない経費の例	59
3.3.4 間接経費.....	59
3.3.5 複数年度契約と繰越制度について	60
3.4 評価	60
3.5 総括責任者、SU 創出共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等	60
3.6 研究機関の責務等.....	61
3.7 その他留意事項.....	64
3.7.1 出産・子育て・介護支援制度.....	64
3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について	64
3.7.3 産学融合拠点創出事業について	65
3.7.4 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について.....	65
第 4 章 応募に際しての注意事項	66

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	66
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	67
4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 ..	70
4.4 不正使用及び不正受給への対応	71
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	73
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	73
4.7 繰越について	73
4.8 府省共通経費取扱区分表について.....	74
4.9 費目間流用について	74
4.10 年度末までの研究期間の確保について	74
4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	75
4.12 研究設備・機器の共用促進について	75
4.13 博士課程学生の処遇の改善について	76
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	78
4.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	78
4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	79
4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	79
4.18 URA 等のマネジメント人材の確保について	80
4.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	80
4.20 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について.....	82
4.21 社会との対話・協働の推進について	83
4.22 研究データマネジメントについて	83
4.23 NBDC からのデータ公開について	84
4.24 論文謝辞等における体系的番号の記載について.....	85
4.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	85
4.26 競争的研究費改革に関する記載事項	85
4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	86
4.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	87
4.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	91
4.30 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	91
4.31 e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	92

4.32 研究者情報の researchmap への登録について	92
4.33 JST からの特許出願について	92
第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について	93
5.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	93
5.2 e-Rad を利用した応募方法	93
5.3 その他	94
5.4 具体的な操作方法と注意事項	96

第 1 章：研究提案公募にあたって

1.1 大学発新産業創出基金事業について

大学発新産業創出基金事業（以下、本基金事業という）は、スタートアップ育成 5 か年計画等を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進します。

1.1.1 本基金事業の目標

本基金事業は、スタートアップ育成 5 か年計画等を踏まえ、スタートアップの成長促進に関する施策を担う関係機関と連携しつつ、本公募プログラムを含む各種プログラムの推進を通じて、以下の目標の達成を目指します。

- ① 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップ（以下、「大学等発 SU」という）の創出を、質・量ともに格段に充実させること。
- ② 大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること。

1.1.2 本基金事業の目指す姿

本基金事業に携わる者の間において「1.1.1 本基金事業の目標」が達成された姿として、以下に掲げる状態を創出することを目指します。

- ① 大学等発 SU が創出する革新的な新製品又は新サービスにより、社会課題が解決されて新たな価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
- ② 大学等発 SU の事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
- ③ 社会・経済に価値をもたらす大学等発 SU の成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が大学等発 SU の創出・育成を志す。
- ④ エコシステムの形成をけん引する中心的な大学等においては、ステークホルダーとコミュニケーションを重ねるとともに連携を図りながら、必要な学内のルールや体制を整える。

1.1.3 本基金事業のガバニングボード

本基金事業では、事業的的確かつ効果的な推進に資するため、大学等発 SU 創出、その国際市場への展開、スタートアップ・エコシステムの構築等に知見を有する有識者からなるガバニングボードを設置しています。ガバニングボードは、基金運用の基本方針の策定、本基金事業全体のマネジメント、その他横断的事項への対応を行います。

1.1.4 本基金事業の構成

本基金事業では、「1.1.1 本基金事業の目標」に掲げる目標を達成するために、以下に定めるプログラムを実施します。

① ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム

大学等発の技術シーズを核にして、社会・経済に大きなインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有するディープテック・スタートアップの創出を目的とします。その目的を達成するため、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムでは技術シーズの事業開発に責任を有する事業化推進機関および研究開発に責任を有する研究代表者が共同代表者となり、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとに事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定し、事業化推進機関と研究代表者が一体的に課題を推進します。このような課題推進体制を通じて、大学等発ディープテック・スタートアップの起業前段階から、リスクは大きいものの高いポテンシャルを持つ技術シーズに関して、事業戦略や知財戦略の立案、起業チームの組成、事業会社や海外投資家等とのネットワーク構築等に取り組むとともに、国際市場への展開を前提とした事業化に必要な研究開発を推進します。

② スタートアップ・エコシステム共創プログラム

本公募プログラムです。

1.1.5 本基金事業の特徴

(1) 本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定

スタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけでなく事業開発も必要になります。本基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます（参照：表1）。ステップ1（応用研究）は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げるステップ、ステップ2（概念実証・スタートアップ組成）は、ビジネスとしての可能性

の評価や実証（PoC）からスタートアップ組成に向けて PoC を継続的に実施して、実際に起業に至るまでのステップです。

表 1： ステップの定義

	ステップ 1 応用研究	ステップ 2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発 出 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施します（スタートアップ組成）

また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストーンを設定した上で、各ステップにおいてマイルストンの達成状況を評価し、次のステップに進むかどうかを判断するプロセスが重要となります。そこで、本基金事業においても事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップにおいて実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。以下に各ステップの中間地点や終了時点で達成しているべきマイルストーンおよび達成目標例を例示します。（参照：図 1）

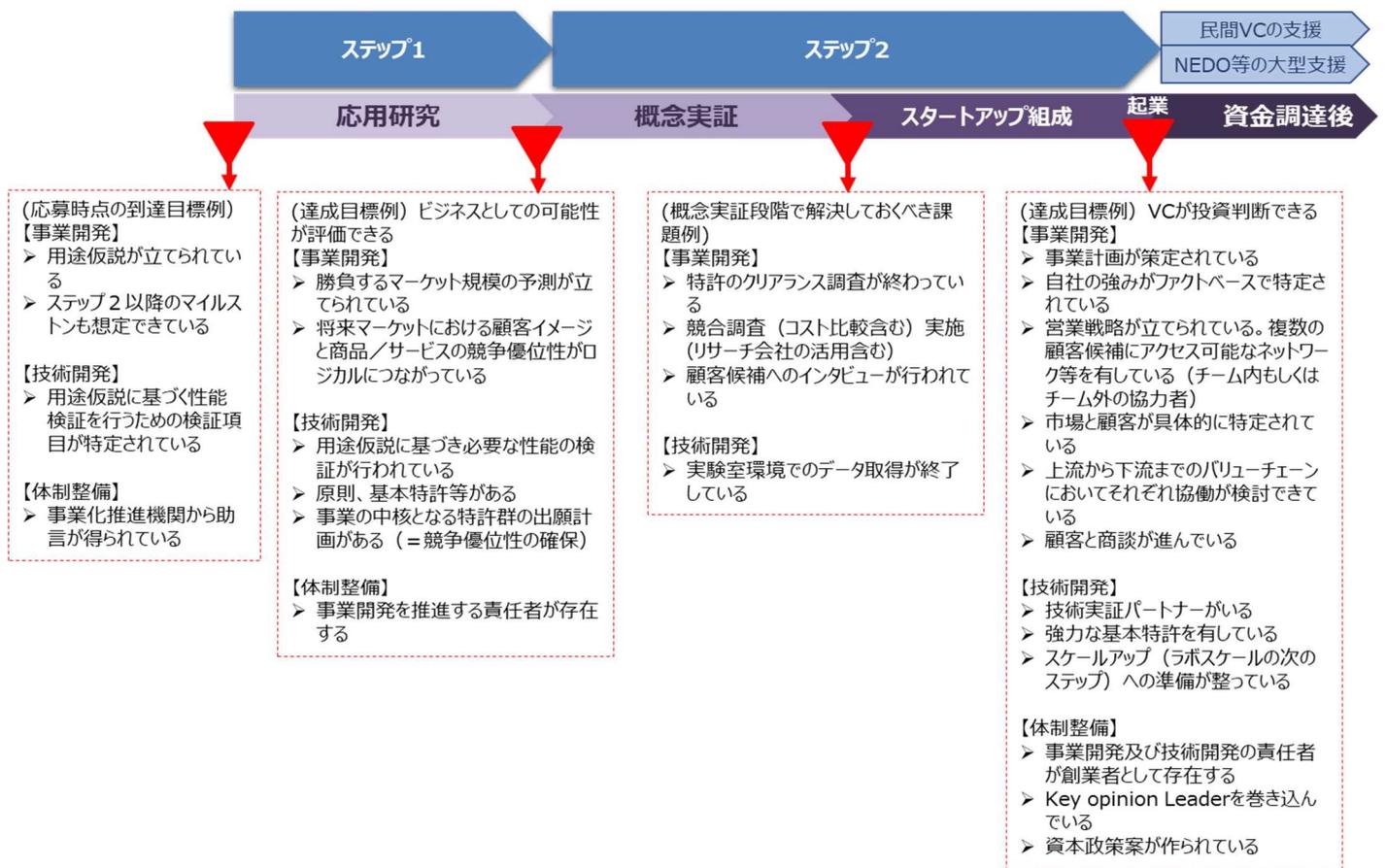


図1：各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例

(2) 起業後の支援継続

本基金事業では、本基金事業の支援を受けて起業したスタートアップが、創業初期におけるベンチャーキャピタル(以下、「VC」という)による出資や国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)による支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て支援を継続して行うことを可能とします。

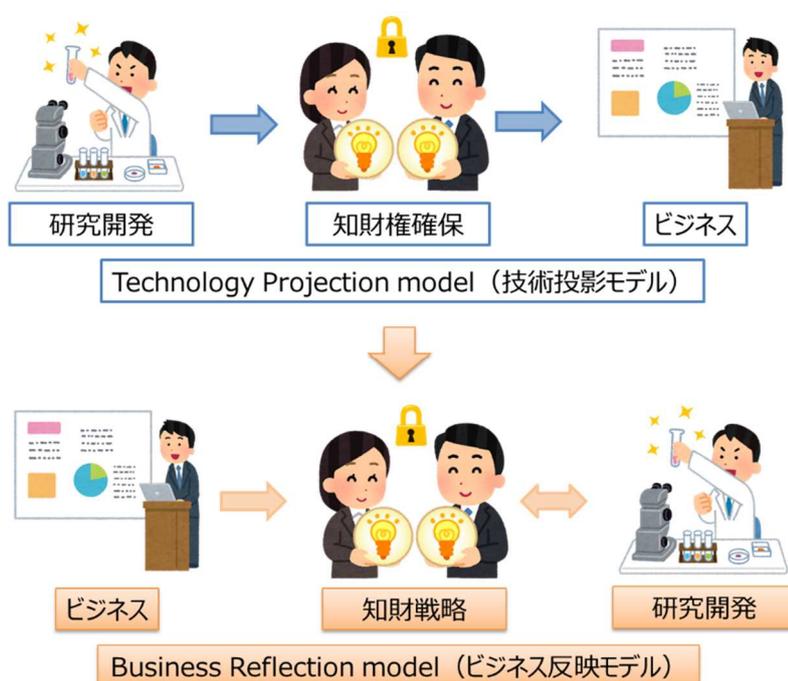
委託研究開発期間中であれば、大学等発SUの起業後も本基金事業の支援による研究開発を継続し、支援先として起業後のスタートアップも選択することができます(詳細については検討中)。起業後の支援の継続、および起業後のスタートアップへの支援にあたっては、事前の確認・承認が必要となりますので、予めJSTへご相談ください。

なお、起業するにあたっては、起業後のスタートアップの発展に向けて、次のフェーズのス

ステークホルダーとして想定される機関との対話等を早期から開始し、各ステークホルダーによる投資等も意識の上で起業するよう努めてください。

(3) ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本基金事業においては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを検討して推進するように心掛けてください。



1.2 スタートアップ・エコシステム共創プログラムについて

1.2.1 本公募プログラムの趣旨・目的

本公募プログラムは、1.1 で示した本基金事業が目指す姿を踏まえ、大学等発 SU の創出にポテンシャルのあるシーズを全国から引き出し、国際市場への展開を含め、大学等発 SU の創出に向けた取組について質量ともに充実させるとともに、大学等発 SU の継続的な創出を支える人材・知・資金が循環するエコシステムを、参画機関を拡充しながら形成する活動を支援します。

本公募プログラムは、「スタートアップ創出プログラムの構築・運営、およびスタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備を実施するプラットフォーム」を募集します。なお、プラットフォームの採択後、全国ネットワーク構築のための支援を別途実施することを検討しています。

また、募集対象は「拠点都市プラットフォーム共創支援」と「地域プラットフォーム共創支援」の2つに分かれます。「拠点都市プラットフォーム共創支援」は、「大学発新産業創出プログラム（START）大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援」を実施しているプラットフォームが募集対象となります。また、「地域プラットフォーム共創支援」は、「大学発新産業創出プログラム（START）大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援」での支援を受けていない地域の大学等を主幹機関としたプラットフォームが募集対象となります。

1.2.2 本公募プログラムの実施に当たっての考え方

各プラットフォームは、支援終了後を見据えたビジョンのもと、本公募プログラムの支援終了時点における目標を定めていただきます。その目標の達成に向けた適切な実施内容を計画するとともに、実施内容に関わる指標を設定してください。そのうえで、実施計画に即して根拠を明確にした申請額を設定することとします。

1.2.3 本公募要領での主な用語

○スタートアップ・エコシステム拠点都市：

我が国の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステム拠点の形成と発展を目指し、内閣府が令和2年1月に公募、同年7月に選定（認定）した、地方自治体、大学、民間組織等によるコンソーシアム。

○プラットフォーム（PF）：

本公募プログラムでは、主幹機関、SU創出共同機関、協力機関で構成される本公募プログラムの推進共同体を指す。

○拠点都市プラットフォーム（拠点都市PF）：

本公募プログラムの「拠点都市プラットフォーム共創支援」においてスタートアップ創出プログラム等を実施するPF。大学発新産業創出プログラム（START）大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援を実施しているPFのうち、本公募プログラムで支援するPFを指す。

○地域プラットフォーム（地域PF）：

本公募プログラムの「地域プラットフォーム共創支援」においてスタートアップ創出プログラム等を実施するPF。大学発新産業創出プログラム（START）大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援での支援を受けていない地域の大学等を主幹機関とし、本公募プログラムで新たに形成するPFを指す。

○全国ネットワーク（全国NW）：

「拠点都市プラットフォーム共創支援」「地域プラットフォーム共創支援」での支援内容をベースとしつつ、大学等発 SU 創出の強化に向けた取組を全国で効率的・効果的に促進するよう、全国で大学等発 SU に取り組む者が、PF を超えて、国内外における事業化推進や研究活動等に関する情報、助言等を効率的・効果的に取得できるネットワークを指す。

全国 NW の構築に当たっては、本公募による拠点都市 PF、地域 PF の採択後、別途各 PF に対する追加支援を実施する予定。

○大学等発スタートアップ（大学等発 SU）：

大学等のアカデミアから生まれるスタートアップ。

○大学等：

国立大学法人、公立大学法人、私立大学等の学校法人、国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの。

○企業等：

民間企業等の「大学等」以外の研究機関の総称を指す。

○参画機関：

PF に参画している主幹機関・SU 創出共同機関・協力機関を指す。

○主幹機関：

本公募プログラムにおける PF の活動を中心となって推進する国内の機関（国公立大学、国公立高等専門学校、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）。

○SU 創出共同機関：

主幹機関と連携して、本公募プログラムにおける PF の活動を推進する国内の機関（国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）。

○協力機関：

主幹機関、SU 創出共同機関が推進する本公募プログラムにおける PF の活動に協力する機関（国公立大学（海外含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体）。なお、協力機関は JST と委託研究契約は締結しない。

○事業化推進機関：

研究成果の事業化に向けた事業開発に責任を有する機関。事業化に向けて必要なリソースを集め、そのリソースの活用によって事業化マイルストンの達成に必要な取り組みを推進すること等が求められる。

○起業支援人材：

本公募プログラムの各 PF において、主幹機関・SU 創出共同機関等に所属し、起業活動支援を実施する者。具体的には学内 URA 等の専門人材が想定され、PF 内の案件発掘や、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施する。

○総括責任者：

本公募プログラムの PF の全体責任者、及び主幹機関の責任者。総括責任者が大学に所属している場合は、理事、副学長、学長等の役職の者を想定。

○SU 創出共同機関責任者：

本公募プログラムの SU 創出共同機関の責任者。SU 創出共同機関責任者が大学に所属している場合は、理事、副学長、学長等の役職の者を想定。

○プログラム代表者：

主幹機関において本公募プログラムの実運用全体をとりまとめる者。

○プログラム共同代表者：

主幹機関および SU 創出共同機関において本公募プログラムの実運用を中心的に推進する者。
主幹機関のプログラム共同代表者はプログラム代表者と兼ねることが可能。

○プログラム代表補佐：

プログラム代表者やプログラム共同代表者が本公募プログラムの実運用をするうえで補佐する役割の者。プログラム代表補佐の設置は任意。

○スタートアップ創出プログラム：

スタートアップ創出プログラム(START スタートアップ・エコシステム形成支援においては、ギャップファンドプログラムと定義していたもの)は、新しい現象の発見を目指す基礎研究ではなく、研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、事業化に向けて達成すべきマイルストーン（研究開発および事業化に向けて節目となる中間目標）を設定し、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）等の整備を進めるプログラム。

○シーズ：

事業化を目指す上で核となる研究成果等を指す。PF 内のスタートアップ創出プログラムにおける申請に当たっては、当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となる。

○研究代表者：

スタートアップ創出プログラムにおける研究開発課題において研究開発に責任を有する研究者

等。申請時点において、申請の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者。

○経営者候補人材：

創業後のスタートアップの経営者となる前提で、研究開発課題に参画する人材。

○研究開発課題：

各 PF のスタートアップ創出プログラムに採択された課題。

○Demo Day：

事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表する場(ピッチ、ブース展示等)。

○外部資金：

本公募プログラムでの活動を通じて獲得したものであり、かつ本公募プログラムの活動に貢献する民間資金（共同研究費や受託研究費、寄附金等）、参画機関の民間企業等から提供されるリソース（人件費等）等の外部資金の総称。

〈外部資金の例〉

- ・ 本公募プログラムの活動のために民間企業等が大学等に拠出する設備、備品等
- ・ 本公募プログラムの活動のために民間企業等が直接支出する研究開発費等
- ・ 本公募プログラムの活動のために民間企業等から提供される寄付金等
- ・ 本公募プログラムの設立 SU から取得した株式の売却益等
- ・ 本公募プログラムの設立 SU からの特許・ライセンス収入等

※なお、外部資金のうち、収入の発生を予見できる事象や研究計画に織り込むべき収入については、あらかじめ収入額を委託研究費（研究計画）に反映することが適切であるという考えから、JST に事前に相談してください。ただし、企業等が本公募プログラムで収入を得ることは想定していません。

1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。



1.3.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の

応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

1.3.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第 2 章 公募・選考

2.1 本公募プログラムの支援内容

2.1.1 本公募プログラムで募集する提案

本公募プログラムでは、1.1 で示した本基金事業が目指す姿を踏まえ、大学等により構成される PF が、大学等発 SU の創出にポテンシャルのあるシーズを全国から引き出し、大学等発 SU の創出に向けた取組について質量ともに充実させるとともに、大学等発 SU の継続的な創出を支える人材・知・資金が循環するエコシステムを形成する活動についての提案を募集します。

提案に当たっては、PF としてのビジョンを設定した上で、以下の 2 つの取り組みにおける本公募プログラムの支援期間終了時点での目標を定めてください。そして、その目標の達成に向け、実施内容を計画するとともに、実施内容に関連した指標を設定し、必要な金額を決定してください。

(1) スタートアップ創出プログラムの構築・運営

大学等発 SU 創出にポテンシャルがあるシーズを発掘し、大学等発 SU の創出に向け、研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、案件発掘の段階から事業化に向けて達成すべき事業開発・研究開発マイルストーンを設定し、研究開発課題のビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果等）、潜在顧客のヒアリング等を、学内外の起業支援人材のほか、事業化推進機関や経営者候補人材等と共同し、集中的・一体的に事業開発・研究開発を進めるためのプログラムの構築と運営を行います。

(2) スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備

人材・知・資金の好循環により継続的に大学等発 SU を創出するスタートアップ・エコシステムの構築に向け、起業に携わる人材がプラットフォーム内で育成・活躍できる環境、事業成長するスタートアップが創出しやすい環境、及び成長したスタートアップからの資金が大学・PF に還流し、更なる投資につながる環境等の整備を、参画機関を拡充しながら進めます。さらに、拠点都市 PF については、スタートアップ・エコシステムの国際化に向けた取り組みを必須とします。

なお、本公募プログラムでは、広く受講者（学生・教職員・社会人等）に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とした人材育成プログラムの開発・運営等については、支援の対象となりません（詳細は「3.3.3 直接経費として支出できない経費の例」をご参照ください）。

2.1.2 本公募プログラムにおいて各 PF が設定するビジョン・目標

ビジョンは、本公募プログラムの終了後の数年後を見据えて設定します。ビジョン設定に当たっては、以下に示す内容を必ず含めてください。なお、何年後のビジョンであるかは各 PF で決めてください。

【ビジョン設定の際に含める項目】

- PF の特色・強みを活かしたビジョン
- SU の外部資金調達額と、JST からの委託費（直接経費＋間接経費）の比率
- PF 運営に資する外部資金獲得額（自治体・産業界・設立した SU からの寄附等）と、JST からの委託費（直接経費＋間接経費）の比率

目標については、本公募プログラムの支援期間の終了時である令和 9 年度末の目標として設定します。その際、以下に示すものを必ず含めたうえで設定してください。更に、設定したビジョンを踏まえて、以下以外の必要な項目も適宜設定してください。

【設定を必須とする目標】

- PF で創出した SU の質・量に関する目標
 - ・ SU の外部資金調達額（VC・事業会社等からの出資、国・自治体等の補助金等）
 - ・ SU 創出数
- PF での起業の活性化状況に関する目標
 - ・ SU 創出プログラムへの応募数
 - ・ SU を創出した大学等数
- 起業に適した環境構築・ネットワーク形成に関する目標
 - ・ PF 内の機関間で連携して実施する活動数
 - ・ 各 PF がアクセスできる VC の数
 - ・ 施設・設備等の活用
 - ・ 自治体・地銀等との連携
 - ・ 他 PF と連携して実施する活動数（地域 PF のみで必須）
- PF の基盤・体制強化に関する目標
 - ・ PF の起業支援人材数（令和 9 年度末時点）
 - ・ アクセス可能な経営者候補人材数

- 国際展開に向けたネットワーク構築等に関する目標（拠点都市 PF のみで必須）
 - ・ 海外機関との連携活動数
 - ・ PF の協力のもと、海外機関と国際展開を見据えた商談を行った個別案件数
- 持続可能な体制や仕組みの構築に関する目標
 - ・ PF の資金循環の仕組みに参画している PF 内機関数
 - ・ PF に資金提供する PF 内外の機関数
 - ・ PF 運営に資する外部資金獲得額（自治体・産業界・設立した SU からの寄附等）

2.1.3 各 PF で実施する内容

2.1.2 で設定したビジョン・目標の達成に向けて、（1）スタートアップ創出プログラムの構築・運営と、（2）スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備 について、実施内容とそれに関連する指標を定めてください。

（1）スタートアップ創出プログラムの構築・運営

○ SU 創出プログラムで目指す大学等発 SU のポートフォリオ

各プラットフォームは、PF の特色や強みを活かしたビジョンを踏まえた令和 9 年度末時点に目指す大学等発 SU のポートフォリオを具体的に設定したうえで、中長期的な目線で、外部資金も活用しながら SU 創出プログラムを構築・運営してください。

○ スタートアップ創出プログラムの基本構造

本公募プログラムにおける SU 創出プログラムは、大きく分けて、ステップ 1（応用研究）及びステップ 2（概念実証・スタートアップ組成）の 2 つを対象とします。各ステップの設計要件は以下の表 2 のとおりです。各 PF は以下の内容を踏まえ、支援期間・金額の範囲内において、PF の実情に合わせて最適な目的・対象、ステップ、支援期間・金額等を設計し、PF 内での募集・審査を行ってください。また、同じステップ内にメニューを複数設ける、ステップを分割して実施する等についても可能とします。いずれの場合も、「1.1.5(2)本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定」における図「各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例」が示す各ステップの終了時点で達成されているべき目標例を参照して、ステップごとに応募時点で到達しているべき状態と終了時に到達すべき目標を明確にしてください。なお、ステップ 2 を単独の PF で実施する場合は、満たすべき要件があります。当該要件が満たされない場合は、他の PF と連携して実施することが必須となります（詳細は 2.1.5 留意事項【スタートアップ創

出プログラム 各ステップの実施要件】を参照ください)。

表 2：各ステップの設計要件

	ステップ 1 応用研究	ステップ 2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げる	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証 (PoC) を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指す (概念実証) 後半ではこれら取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施 (スタートアップ組成)
支援期間上限	1 年 ¹	3 年程度 ²
支援金額上限 (支援期間総額・直接経費) ³	原則 500 万円 (特別枠 1,000 万円 ⁴)	原則 6,000 万円 (特別枠 1 億円 ⁴)

¹ ステップ 1 の研究開発課題は、令和 9 年度まで採択可能であり、原則 1 年間は実施可能です。ただし令和 10 年度以降、当該課題がステップ 2 の研究開発課題に昇格することはできません。

² ステップ 2 の研究開発課題は、令和 9 年度まで採択可能です。ただし、令和 9 年度に採択した課題については、最長で令和 11 年度末までを実施期間とします。(すべての研究開発課題が令和 11 年度末までに終了する必要があります。)

³ 研究代表者が学生 (修士・博士課程) の場合は、最長 4 年間 (ステップ 1 とステップ 2 の期間合計) で金額上限 500 万円を基本とし、PF の委員会において必要性が認められる場合は 1,000 万円までの支出を可能とします。

⁴ 委員会が必要と認めた場合は、特別枠としてのプログラムを構築することが可能です。特別枠のプログラムを設ける場合は、設置の背景や、想定される案件数、案件の資金内訳、採択予定数、及び審査体制等を提案書において説明してください。

○ スタートアップ創出プログラムの実施内容

- SU 創出プログラムの実施規模は、次の「シーズの蓋然性に関する指標例」を参考に、妥当性について定量的に説明が可能な規模としてください。

(参考) シーズの蓋然性に関する指標例：

科研費等の研究費の受託件数・総額、単願特許件数、大学等発の研究成果を基にした SU 創出の実績（数、資金調達額等）（いずれも 2018~2022 年度の実績）等

- 次の項目を含む SU 創出プログラムの実施内容を定めてください。
 - 案件発掘活動の詳細（用途仮説やマイルストンの設計支援を含む）
 - 募集方法、応募要件、申請様式
 - 選考方法や審査の観点、審査体制（外部有識者の活用等含む）
 - 起業支援活動の内容（他の PF と連携して実施する場合には連携先・内容も記載。
Demo Day や国際展開を見据えた海外との商談等を含む）
 - 支援期間中の実施スケジュール

○ スタートアップ創出プログラムの運営

- 「1.1.5(1)本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定」に示した通り、SU の創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標） および 研究開発マイルストーン を設定し、各ステップにおいてマイルストンの達成状況を評価したうえで次のステップに進むか判断するプロセスが重要 となります。そのため、SU 創出プログラムにおける研究開発課題においても、事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進してください。
- 申請書について
本公募プログラムにおいて JST が指定する様式を基に作成し、各ステップの募集で共通の様式を使用することとしてください。（指定様式は本基金事業において「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム」の申請書の様式に準拠したものとして後日公開予定。）
なお、指定様式の項目は変更できませんが、必要に応じて独自の項目等を加えても構いません。
- 案件審査における審査項目について

【ステップ 1】

審査項目に以下の観点を含めてください。なお、必要に応じてその他の観点を追加することは可能とします。設定に当たっては、「1.1.5(2)本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定」、図「各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例」における各ステップの終了時点で達成されているべき目標例をご参照ください。

【審査項目に盛り込む事項】

- 明確なマイルストーン設定
- シーズ・知財の状況
- 事業性
- 終了時点での目標達成に向けた実施体制
- 競合分析

【ステップ 2】

PF として目指す大学等発 SU のポートフォリオも踏まえ、PF において適切に審査項目を設定してください。設定にあたっては、以下をご参照ください。

- ・「1.1.5(2)本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定」の図「各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例」の各ステップの終了時点で達成されているべき目標例
- ・本基金事業の「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム」の審査項目
- 各 PF は、後述する「【スタートアップ創出プログラムの運営体制】」及び「【研究開発課題の推進体制】」を構築し、採択した研究開発課題の適切な伴走支援を行うとともに、研究代表者に対して、マイルストンの達成、PoC の獲得及び SU 創出に必要な知識等を提供するプログラムを提供してください。
- 研究開発課題の評価について

【ステップ 1】

終了時にマイルストンの達成状況等を評価してください。その結果、達成度が適切であれば、スムーズにステップ 2 に移行できるよう、SU 創出プログラムを全体設計するようにしてください。(ステップ 1 の終了評価とステップ 2 の採択審査を同時に実施する等)

【ステップ 2】

設定したマイルストンの達成状況を、進捗状況に応じ、少なくとも 1 年毎に評価し、

必要に応じて支援金額の増減⁵・課題の中止の判断を行ってください。また、終了時にも評価を行ってください。

○ 経営者候補人材供給機能の構築

- 各 PF においては、大学等発 SU の経営者候補人材を持続的に確保・育成するための仕組み（実践的な経営者候補人材の確保・育成のためのプログラム等）を構築してください。
- 各 PF では経営者候補人材と研究者がマッチング可能な仕組みを構築し、特にスタートアップ創出プログラムに採択された研究代表者とのマッチングを積極的に行ってください。
- 地域 PF においては、拠点都市 PF との連携関係（ノウハウ・ネットワークの共有、プラットフォームの人材の相互利活用の体制等）を構築のうえ実施してください。拠点都市 PF 側は、地域 PF から提案があった場合、連携を前提として協議を行ってください。
- 地域 PF においては、拠点都市 PF との連携実施にあたり、必要に応じて拠点都市 PF が実施する経営者候補人材のマッチングの仕組み等を活用することも可能とします。

(2) スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備

○ PF の規模拡大

各 PF は、これまで参画していない大学等に対して、PF への SU 創出共同機関としての参画を促進し、積極的に受け入れの協議・調整を進めることで、PF の規模拡大に努めてください。特に、有望案件の発掘に向け、以下例に示すような文部科学省や他府省等の拠点形成事業を実施する大学等に対して、SU 創出共同機関としての参画を期待します。

新たな SU 創出共同機関の参画が得られ、当該機関における案件発掘、研究開発課題の事業化推進、知財戦略構築等のために PF として更なる支援が必要となる場合は、委員会による進捗管理・評価等を踏まえて、JST が追加支援等を実施します。

■ 文部科学省・他府省等の拠点形成事業（例）

- ・ 内閣府：バイオコミュニティ拠点
- ・ 内閣府：スーパーシティ型国家戦略特区、デジタル田園健康特区
- ・ 内閣府：地方大学・地域産業創生交付金

⁵ 支援金額の増減は上限額（基本的に 6,000 万円/3 年間、委員会から認められて特別枠を設けている場合は 1 億円/3 年間）の範囲内で行うこと

- ・ 国土交通省：スマートシティモデル事業
- ・ JST：共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）・本格型

○ プラットフォーム内外での連携

PF 全体として SU 創出プログラム等の機能が効果を発揮するよう、PF 内外問わずノウハウ共有やネットワーク形成の取り組みを積極的に実施してください。地域 PF においては、既存の拠点都市 PF のいずれかと協議の上で連携関係を構築し、申請時に明示してください。拠点都市 PF においては、地域 PF からの連携提案を積極的に受け入れ、協議の上で連携関係を申請時に明示してください。

また、自治体や地方銀行、経済団体等との連携体制を構築し、協力が得られるように努めてください。

○ 国際展開機能の強化

拠点都市 PF においては、案件の国際展開に向けた活動を必須とします。なお、視察を目的とした海外出張・派遣は本公募プログラムの支援対象外とします。

○ PF の持続可能な運営に向けた仕組みの検討

本公募プログラムの支援期間終了後も大学等発スタートアップの継続的な創出を支えるスタートアップ・エコシステムを実現するために、PF として支援終了後のスタートアップ創出プログラム運営や体制維持等に必要な資金を確保するため、PF としての資金循環に向けた計画の立案は必須となります。

また、本公募プログラムの支援期間終了後も起業支援活動を担うことができる人材（例えば、任期のない学内教職員等）の配置に向けて取り組んでください。

○ 起業に向けた大学等のルール・規程等の整備

主幹機関・SU 創出共同機関として PF に参画するすべての国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等（主幹機関、SU 創出共同機関）は、以下の規程について、令和 6 年度末までの整備を必須要件とします。ただし、本公募プログラムの開始後に追加で SU 創出共同機関として参画する国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等については、参画から 1 年後までを整備期限とします。なお、すでに整備されて

いる（既存の規程の一部で規定されている場合も含む）場合は、新たに整備いただく必要はありません。

- ・ 研究者の大学等発 SU との兼業（技術顧問等を含む）を可能とする兼業規程
- ・ 大学等発 SU へのライセンスも含めた、特許等知的財産の取扱いに関する規程
- ・ 大学等発 SU の株式又は新株予約権の取得等にする規程等
- ・ 研究者が設立した、または設立に関与した大学等発 SU との共同研究に関する規程
- ・ 大学等発 SU との研究者の兼業や共同研究、大学等発 SU へのライセンス等を認める上で必要となる利益相反マネジメントに関する規程

各 PF は、各機関におけるこれらの規程の整備状況を確認し、実績報告書等で JST へ報告してください。

○ 施設・設備の活用

各 PF において、SU 創出プログラムで推進する案件の成果最大化に資する施設及び設備を確保するよう努めてください。文部科学省「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」に採択された大学は、同事業を通じて整備する施設について、施設の構想内容を踏まえつつ、本公募プログラム内においても有効に活用いただくことを期待します。

なお、本公募プログラムの経費は、SU 創出プログラムで推進する案件の成果最大化に資する施設・設備の賃料・利用料等のみ支出可能です。施設の新設及び既存施設の増改築・改修・取得等に係る経費（工事費のほか、建設計画に関する調査、設計及び監理等の施設の整備に必要な経費を含む）等には支出できません。

2.1.4 本公募プログラムの実施に当たって構築すべき体制とガバナンス

○ プラットフォーム全体の運営体制の構築

PF には様々な機関が多数参画し、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムを形成していくことが求められます。以下に留意して、適切な運営体制を構築してください。

- 参画機関が個々で取り組むのではなく、各機関の特色を生かした役割分担により、PF 全体のパフォーマンスを最大限に高めるための運営体制を構築すること。
- 主幹機関を中心とした意思決定の仕組みを構築すること。なお、意思決定の仕組みには、PF 外部者の意見が適切に反映されるようにすること。
- 本公募プログラムにおける PF での活動に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で、参画機関同士で各種契約を締結する等の PF の全体運営に必要な措置を講ずること。

○ スタートアップ創出プログラムの運営体制

- 各 PF は、SU 創出プログラムを適切に運営する体制を構築してください。その際、大学等発 SU 創出・資金調達実績、大学等発 SU 創出支援実績及び、SU 創出プログラムの構築・運営実績を有する専門家が参画する、あるいは助言ができる体制としてください。なお、これら専門家は、必ずしも PF の参画機関に在籍している必要はなく、必要なときに最適な支援・助言を得られる PF 外の人材のネットワークを含め、運営体制を構築してください。
- SU 創出プログラムの審査・評価の体制構築にあたっては、課題のマイルストーン設定の妥当性等を適切に評価できる者が参画するとともに、個別の研究開発課題の関連分野に精通した者が適切に評価プロセスに関われるようにしてください。また、研究開発課題の予算計画の妥当性に加え、経費執行内容が JST の委託研究事務処理説明書に則して適切であるかを確認できる体制であることも必須とします。
- 案件発掘や伴走支援を行える起業支援体制の構築
 - ・ 主幹機関だけでなく、SU 創出共同機関においても積極的な案件発掘活動を行うことができる体制を PF 全体として整備してください。
 - ・ 案件の発掘にあたっては、ターゲットを絞って（例：獲得研究費、学術論文の引用数、特許出願状況等を分析して）積極的に研究室を訪問・対話するとともに、知財部門・TLO 等による発明発掘活動等とも密接に連携してください。
 - ・ PF 内の各大学等において、案件発掘活動や案件の進捗管理、起業支援活動等を担うことができる起業支援人材を確保するとともに、当該人材の育成を積極的に実施してください。（本公募プログラムで確保・育成する起業支援人材については、例えば、任期のない学内教職員として配置する等、本公募プログラムの支援期間終了後も起業支援活動等を担うことができるよう、体制構築に取り組んでください。）
- 特許等知財戦略支援体制の構築
 - ・ 質の高い大学等発 SU の創出に向け、強い大学単独特許を確保するための方策を PF 全体として検討してください。
 - ・ PF 全体及び各大学等において、「大学知財ガバナンスガイドライン（大学知財 GGL）」（2023 年 3 月 29 日公表）を参照したうえで、特許の質を確保し、SU 創出に向けた特許化やライセンスの支援を組織的に実施するための適切な体制を構築してください。
- PF に参画する民間の金融機関等から適切な人材を巻き込み、SU 創出プログラム全体の効率的な資金支出を確認する仕組みや、個別案件の資本政策の相談が可能な仕組みの構築等

を推奨します。

- SU 創出プログラム運営の経験やノウハウが、PF 内の各機関に蓄積・共有される仕組みを構築するようにしてください。

○ 研究開発課題の推進体制

- 案件の SU 創出プログラムへの応募にあたり、起業支援人材が研究代表者と協働で用途仮説やマイルストーン設計を行うとともに、必要に応じて事業化推進機関から助言を受けられる体制を構築してください。
- 採択された研究開発課題の推進は、起業支援人材や事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとで行ってください。また、ステップに応じ、マイルストンの進捗確認や知財戦略支援、経営者候補人材のマッチング等を適切に行える体制を構築してください。
- ステップ2においては、原則として、提案段階から事業化推進機関の参画を得て、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもと、事業化推進機関と研究代表者が一体となって研究開発課題を推進する体制を整えてください。

○ PF 運営全体のガバナンス

PF の運営においては、例えば以下のようなリスクが考えられます。想定されるリスクに適切に対応できるようなガバナンスの仕組みを整備してください。

- PF の取組が計画通りに進まないリスク
(ただし、委員会の承認を経た計画の変更は認める)
- PF の運営が一体的に行われないリスク
- 各機関に対して不適切に予算配分がなされるリスク (SU 創出共同機関に対して予算配分が不十分等)
- 各機関において不適切な予算執行がなされるリスク (JST のルールに則った執行がなされない等)

○ スタートアップ創出プログラムのガバナンス

SU 創出プログラムにおいては、例えば以下のような運営上のリスクが考えられます。想定されるリスクに適切に対応できるようなガバナンスの仕組みを整備してください。

- 不適切な課題 (当初から SU 創業を目指していない課題等) の採択
- 不適切な課題や目標を達成できていない課題の次のステップへの昇格

- 審査体制の利益相反マネジメントの不足
- 審査体制における、適切なスキルを備えていない人物の参画
- SU 創出プログラム運営における各種意思決定プロセスの不明瞭さ、不透明さ
- 課題実施のための不適切な予算計画・執行計画のため、目標実現が困難となるリスク

○ 推進体制の構成要素

PF を構成する各機関、代表者等の役割、要件を示します。

(1) 主幹機関

本公募プログラムにおいて、PF の活動を中心となって推進する国内の機関(国公立大学、国公立高等専門学校、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業)を主幹機関と呼びます。主幹機関は、SU 創出共同機関と共同で本公募プログラムに申請し、連携して PF の活動を推進します。本公募プログラムを推進するための全体の責任者、及び主幹機関の責任者として「総括責任者」を任命します。

拠点都市 PF においては、主幹機関はスタートアップ・エコシステム拠点都市に参画している必要があります。また、START スタートアップ・エコシステム形成支援において主幹機関を複数設けている場合に限り、主幹機関を複数設けることが可能です。

地域 PF においては、拠点都市 PF の主幹機関・SU 創出共同機関ではない機関のみ、地域 PF の主幹機関となることが可能です。また、主幹機関を複数設けることも可能ですが、応募前に JST へ必ずご連絡ください。

(2) SU 創出共同機関

本公募プログラムにおいて、PF の活動を主幹機関と連携して推進する国内の機関(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業)を SU 創出共同機関と呼びます。SU 創出共同機関は、本公募プログラムを推進するための SU 創出共同機関の責任者として「SU 創出共同機関責任者」を任命します。

地域 PF においては、拠点都市プラットフォームの主幹機関および SU 創出共同機関以外の機関のみ、地域プラットフォームの SU 創出共同機関となることが可能です。

※本公募プログラムにおける SU 創出共同機関は、スタートアップ・エコシステム拠点都市への参画は必須とはしません。

(3) 協力機関

協力機関は、主幹機関、SU 創出共同機関が推進する PF の活動に協力する機関（国公立大学（海外含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体）とします。協力機関は、スタートアップ・エコシステム拠点都市へ必ずしも参画している必要はありません。なお、協力機関は JST と委託研究契約を締結せず、JST からの資金提供も行いません。

(4) プログラム代表者

主幹機関に「プログラム代表者」を 1 名配置します。プログラム代表者は、PF が目指すビジョンを、参画機関等との調整を図りながら検討・構築します。プログラム代表者は、スタートアップ・エコシステムの発展に向けて、関係機関とのネットワークを構築し、PF 全体のマネジメントを行います。

(5) プログラム共同代表者

全ての主幹機関・SU 創出共同機関に、「プログラム共同代表者」を 1 名ずつ配置します（ただし、主幹機関においてはプログラム代表者がプログラム共同代表者を兼ねることも可能です）。大学等におけるプログラム共同代表者は、当該大学等における、SU 創出プログラムをはじめとした事項の実施状況を一貫して把握し、全学的な視野で中長期的な計画を立てて活動を推進します。大学等以外の機関におけるプログラム共同代表者は、自らの機関において実施する、大学等の SU 創出プログラムの推進に資する活動や、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備、その他 PF の発展に資すると考えられる活動について、中長期的な計画を立てて推進します。

また、プログラム共同代表者は主幹機関のプログラム代表者や他の SU 創出共同機関のプログラム共同代表者と主体的に意思疎通を図り、学内外の利害関係の調整を行ってください。

2.1.5 留意事項

【SU 創出プログラム 各ステップの実施要件】

各 PF は、基本的にステップ 1 及び 2 の SU 創出プログラムの計画を提案することが可能です。ただし、ステップ 2 の実施に当たっては、下記の条件を満たす必要があります。

- ステップ 2 の案件となりえる有望案件がプラットフォーム内に一定数存在すること。
- ステップ 2 の案件を研究開発・事業化の観点から適切に審査できる体制が整っていること。
(審査項目等に関しては「〇スタートアップ創出プログラムの運営」を参照のこと。)
- ステップ 2 の案件について、事業化推進機関による事業化推進活動と経営者候補人材のマッチング機会の提供等を含め、適切な推進ができる体制が構築されていること。

上記条件を満たすための体制・リソース等が不足している場合は、条件を満たしていると考えられる拠点都市 PF から、運営のノウハウ取得、各種専門機関・人材の紹介等を得て実施する計画を申請してください。拠点都市 PF においては、他の PF から相談があった場合には、連携を前提として協議を行ってください。

また、地域 PF においては、ステップ 2 を実施する場合、拠点都市 PF との連携を必須とします。地域 PF は、条件を満たしていると考えられる他の拠点都市 PF 等から、運営のノウハウ取得、各種専門機関・人材の紹介等を得て実施する計画を申請してください。なお、地域 PF ではステップ 2 を実施せず、拠点都市 PF の SU 創出プログラムに案件をつなぎ、事業化推進を実施する等の計画も可能です。ステップ 2 の実施条件を満たしている拠点都市 PF においては、地域 PF から相談があった場合には、連携を前提として協議を行ってください。

委員会では、各 PF で想定される有望案件数とその根拠、PF における審査体制や推進体制の計画等を審査し、SU 創出プログラムの構成変更（例：ステップ 2 のプログラムは実施しない）、支援金額の減額等を行う場合があります。

【SU 創出プログラムの審査における利益相反マネジメント】

- SU 創出プログラムの審査にあたり適切な利益相反マネジメントを必ず実施すること。課題審査の 10 営業日前までに、評価者のリスト(評価者の氏名、評価者の全ての所属先を含むもの)、及び具体的な利益相反マネジメント方針を JST に提出すること。（書類審査、面接審査を別の評価者で実施する場合は、両方の評価者のリストを提出すること）
- 上記利益相反マネジメント方針に以下の内容を必ず含めること。

<選考に関わる者の利益相反マネジメント>

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わらないこととします。(具体的には、書類審査では利害関係のある案件の審査を行わないこと、申請者と面接等をする場合、利害関係者は退出すること、全体審議等では対象課題に関する発言をしないこと等。)

- a. 申請者等と親族関係にある者。

- b. 申請者等と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は同一の企業に所属している者。ここでいう同一の学科・専攻等とは、最小の研究単位である研究室又は研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指す。
- c. 申請者等と同一の大学等の研究機関に所属している、本事業の運営に関わる者（計画書の参加者リストに氏名の記載がある者）、及び産学連携部門の者
- d. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等を行い、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- e. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他、JST の事務局もしくはプラットフォームの事務局が利害関係者と判断した者。

【スタートアップ創出プログラムの運営】

- 各 PF は、毎年度の SU 創出プログラムの実施にあたって、募集する研究開発課題の単価、採択予定数、募集方法や応募要件、スケジュール等を定め、これらの情報や募集要領・使用する申請書等を速やかに JST に報告・提出すること。
- 各 PF は、ビジョン・目標や想定する大学等発 SU のポートフォリオに沿って、大学等発 SU の設立を目指す提案を採択すること。基礎研究を目的とした提案や、体制も含めた提案内容が、起業よりも既存企業への技術移転に適した内容である提案は、本基金事業の趣旨に反するので、採択しないこと。このような提案を採択したことが判明した場合、JST が実施を認めない場合がある。
- 採択は審査結果を基に決定すること。採択にあたっては、原則として所属機関等のバランスは考慮しないこと（例えば、各大学が最低 1 件ずつ採択となるような調整はしないこと）。
- 選考会等に JST 担当者および委員会委員等の参加を可能とすること。また、JST から要請があった場合は申請書等を提出すること。
- 既に申請者が SU 企業を設立している場合は、その企業で実施できない合理的な理由を確認すること。
- 不合理な重複や過度の集中がないことを確認すること（不合理な重複や過度の集中については、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください）。

- 研究開発課題の採択者情報(氏名、研究開発課題の概要)、金額等を採択時に速やかに JST に報告すること。
- 研究開発課題の採択後に、応募数、採択数等の分析を必ず行うこと。
- 研究開発課題の研究代表者(共同研究を認める場合は主たる共同研究者も含む)が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等(民間財団・海外機関を含む)⁶について、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート、実施・申請に当たっての所属機関と役職を申請時に記入してもらうこと。
- 採択となった研究開発課題について、研究計画書を作成すること。研究計画書において、JST が定める事務処理説明書、および所属機関の規程に従った経費執行となっているか等について、各 PF で確認できる体制を整え、責任をもって管理すること。
- 採択となった研究開発課題について、JST から別途案内するフォーマットにより、PF の WEB ページ上で情報公開すること。

【研究開発課題の推進】

- 各 PF は、各研究開発課題における研究開発マイルストンの達成に向けて必要な活動である各種データの取得、試作品の製作等について、外部専門機関等の活用により効果的に進むことも想定されることから、外部専門機関等への外注(研究開発要素を含まない)を効果的・積極的に活用することを研究代表者及び研究代表者の所属機関に推奨すること。ただし、外注(研究開発要素を含まない)にあたっては、知的財産権は大学等側に帰属するよう、PF 内で十分留意すること。
- ステップ 1 の研究開発課題においては、研究者自身の研究開発成果の起業に向けた新たな視点を得ることを目的に、研究代表者等が主体となって、起業支援人材や事業化推進機関等と協力して、想定顧客候補等に対するヒアリングを数件実施すること。
- ステップ 2 の研究開発課題において、より大規模な展開を早期に求める場合、本公募プログラムにおける実施期間中に、本基金事業の「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム」への応募を可能とする。ただし、採択された場合、PF における支援はその時点で中止すること。詳細については、別途 JST と相談すること。

⁶ 「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、「他制度での助成等の有無」の様式に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て申請書に記載してもらうようにしてください。

- 必要に応じて、PF 内で Demo Day を開催（既存の Demo Day に相当するような取組と連携しての開催も可）し、研究開発課題が Demo Day で事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表する機会を設けること。その際、研究開発成果のみならず、支援期間でブラッシュアップしたビジネスモデルを必ず発表に含めることとし、研究者同士が互いにレビューし、起業に向けた意欲等を高め合うような機会として設定すること。
- 研究開発課題の推進にあたっては、起業のタイミングを精査し、起業後の発展に向けて、起業チームが NEDO や VC 等、次のステップのステークホルダーとして想定される機関との対話等を早めを始め、ステークホルダーによる投資等の見極めの目線も意識の上、適切なタイミングで起業するよう留意すること。

【事業化推進機関・起業支援人材・研究代表者の主な役割】

- 事業化推進機関は、SU 創出プログラムを通じ、研究代表者や起業支援人材に助言を行います。また、ステップ 2 の研究開発課題に共同代表者として参画する際は研究成果の事業開発に対する責任を有します。シーズに関する深い理解の上で、市場の環境分析等を通じて創出を目指す大学等発 SU の適切な事業化計画とそれに必要な研究開発計画（達成目標および事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンの設定含む）を策定し、研究開発課題をリードすると共に、民間からの投資の獲得（自身による投資判断の俎上に載せることを含む）に向けた事業育成を行います。また、起業に向けた体制構築のため、PF が行う経営者候補人材のマッチングに協力するとともに、必要に応じ、自ら経営者候補人材の選定・推薦の実施や、研究開発課題への参加を通じた経営者候補人材の育成を期待します。
- 起業支援人材は、PF 内において案件発掘を行うほか、研究者と協働した SU 創出プログラムへの応募に向けた用途仮説設計やマイルストーン設計の実施、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施します。
- 研究代表者は研究開発に責任を有します。SU 創出プログラムを通じて、事業の核となるシーズについて、事業化に向けた研究開発を進めます。ステップ 1 では、PF の起業支援人材や事業化推進機関と適宜相談しながら研究開発を実施し、ステップ 2 においては、起業支援人材や事業化推進機関のプロジェクトマネジメントの下、一体となって研究開発を実施します。

【研究開発課題の研究代表者の要件】

研究開発課題の研究代表者は、以下の①～④の要件を全て満たすこととします。

- ① 応募時点、及び研究実施期間において、所属する国公立大学、国公立高等専門学校、大学

共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人等の研究者、または学生(修士課程、博士課程)であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい。しかし、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果(ソフトウェア等)に基づく応募を排除しない。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能。ただし、学部生は対象とはしない。

- ② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ シーズについて、本公募プログラムを通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関してそのシーズの発明者、シーズが帰属する機関等(特許出願人等)の同意が得られていること。
- ④ プラットフォームが目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。

また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、以下⑤～⑦が条件となります。

- ⑤ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。(研究代表者の交代は原則として不可です。)
- ⑥ 学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。
- ⑦ 研究開発費は最長 4 年間(ステップ 1 とステップ 2 の期間合計)で金額上限 500 万円を基本とすること。(ただし必要性がある場合は 1,000 万円までの支出は可能とします。)

【研究開発課題における共同研究】

以下①～②に示すパターンの場合、研究代表者とは別に研究実施責任者(主たる共同研究者)を設定し、共同研究を実施可能です。(3 機関以上の共同研究についても同様の考え方です。)ただし、共同研究の実施の可否は各プラットフォームで方針を定めてください。また、複数の機関で共同研究を実施する場合は研究開発課題の決定時に JST まで連絡してください。

- ① 同一プラットフォーム内の主幹機関・SU 創出共同機関の間での共同研究
- ② プラットフォーム A の主幹機関・SU 創出共同機関と、プラットフォーム B の主幹機関・SU 創出共同機関の間での共同研究

上記②のパターン（プラットフォームをまたぐ研究開発課題）を認める場合、事前に関係するプラットフォーム同士で合意することが条件となります。特に、共同研究の成果として創出される知的財産の取扱いについては、SU 創業時の障害とならないよう、関係者間で事前に十分な調整を行ってください。

【研究代表者の重複応募の制限】

同一の研究代表者は以下のうち 2 つ以上のファンドを同時に実施することはできません。また、最終年度を除き、1 つのファンドを実施しながらもう 1 つのファンドに申請することもできません。申請段階での制限はありませんが、複数のファンドに申請した場合はいずれかのファンドの採択が決定した段階で、採択が決定したファンドを実施して申請中のファンドを辞退するか、申請中のファンドの審査結果を待つために採択が決定したファンドを辞退するか選択していただきます。また、同一の研究代表者が、本公募プログラムへ複数課題を申請することはできません。

<重複応募の対象となるファンド（※1）>

○起業を目指す取組を支援する事業

【大学発新産業創出基金事業】

- ・ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム（①）
- ・スタートアップ・エコシステム共創プログラム（本公募プログラム）内の研究開発課題（②）
- ・起業実証支援（③）
- ・可能性検証（【起業挑戦】の提案）（④）

【研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）】

- ・起業実証支援（⑤）
- ・ビジネスモデル検証支援（⑥）
- ・SBIR フェーズ 1 支援（⑦）
- ・大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題（⑧）
- ・大学・エコシステム推進型 大学推進型内の研究開発課題（⑨）

○技術移転を目指す取組を支援する事業（※2）

【大学発新産業創出基金事業】

- ・可能性検証（【企業等連携】の提案）（⑩）

【研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）】

・SBIR フェーズ 1 支援 (⑪)

※1 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）および同プログラムで推進している各事業の詳細や大学発新産業創出基金事業の詳細については以下のホームページをご参照ください。

START 事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/start/>

大学発新産業創出基金事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

※2 SBIR フェーズ 1 支援及び大学発新産業創出基金事業において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、上記対象ファンドのうち起業を目指す他ファンドと 2 件同時に実施することが可能です（同一のファンドへは起業／技術移転に関わらず複数課題を申請することはできません）。ただし、両者で技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することできません。

<重複実施制限の一覧表>

		大学発新産業創出基金事業						研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム					
		ディープテック・スタートアップ国際展開①	スタートアップ・エコシステム共創(本プログラム)内の研究開発課題②	起業実証支援③	可能性検証		起業実証支援⑤	ビジネスモデル検証支援⑥	SBIRフェーズ1支援		スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑧	大学推進型内の研究開発課題⑨	
					【起業挑戦】④	【企業等連携】⑩			起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑪			
大学発新産業創出基金事業	ディープテック・スタートアップ国際展開①	-	× ^{注1)}	×	×	△	×	×	×	△	×	×	
	スタートアップ・エコシステム共創(本プログラム)内の研究開発課題②	× ^{注1)}	-	×	×	△	×	×	×	△	×	×	
	起業実証支援③	×	×	-	×	△	×	×	×	△	×	×	
	可能性検証	【起業挑戦】④	×	×	×	-	-	×	×	×	△	×	×
		【企業等連携】⑩	△	△	△	-	-	△	△	△	×	△	△
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	起業実証支援⑤	×	×	×	×	△	-	×	×	△	×	×	
	ビジネスモデル検証支援⑥	×	×	×	×	△	×	-	×	△	×	×	
	SBIRフェーズ1支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	×	×	×	×	△	×	×	-	-	×	×
		技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑪	△	△	△	△	×	△	△	-	-	△	△
	スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑧	×	×	×	×	△	×	×	×	△	-	×	
大学推進型内の研究開発課題⑨	×	×	×	×	△	×	×	×	△	×	-		

△：シーズが異なれば実施可

※それぞれシーズが異なることが条件となります。同一のシーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することはできません。

×：同時に実施不可

※どちらのファンドにも採択されていない場合、両方に申請することが可能です。ただし、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択していただきます。

※どちらかのファンドの研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は応募できません。

- : 同時に申請不可 (同一ファンドへの複数申請は不可)

注 1) 本基金事業のプログラム間で切れ目ない支援を実施する観点から、スタートアップ・エコシステム共創プログラム (本公募プログラム) (②) で研究開発を実施している研究代表者が、早期に大規模な展開を求める場合、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム (①) に同一の技術シーズで申請を行うことを認めます。ただし、①と②の重複実施は認められないため、①に採択された場合、②での研究開発は①の研究開発開始日までに中止とします。

【事業化推進機関の要件】

本公募プログラムでは、事業化推進機関との連携構築に取り組みながら SU 創出プログラムを実施することを必須とします。以下の要件を満たす機関を確保し、SU 創出プログラムの運営や個別研究開発課題の事業化推進等を実施して下さい。

- ① 事業を構想する能力 (起業前段階を含む SU の事業育成や資金調達に関する実績や戦略・計画の立案能力) を有している。
- ② 大学等と連携しながら一体的に事業育成できる熱意及び実績を有しており、本公募プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できる。
- ③ PF が行う事業化に不可欠な人材 (経営者候補人材含む) の確保・マッチングに協力するとともに、関係機関等との連携が可能。
- ④ 市場ニーズ把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業化を実現できる。(国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有すると、なお望ましい。)
- ⑤ 設立に関与した大学等発 SU に対して出資できる機能を有しているか、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有している。

※なお、官民イノベーションプログラムの支援を受けている 4 大学 (東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学) の 100%出資子会社であるベンチャーキャピタルは他の国費による支援と重複する場合は活動経費が認められません (0 円となります)。

【経営者候補人材の要件】

研究開発課題の推進に当たっては、熱意とポテンシャルのある経営者候補人材の参画を推奨しま

す。経営者候補人材の要件は下記の通りです。

- ① 経営能力（これまでの起業経験やスタートアップの経営実績等）を有している、または、起業やスタートアップのマネジメントに必要な知識・スキルを習得する能力と意欲を有していること。
- ② 本公募プログラムの支援を受けるにあたり、研究開発実施体制に参画できること。
(実施体制への参画にあたり人件費や活動費の執行を要する場合は、研究代表者の所属機関から執行する体制が整っている必要があります。)

2.2 公募期間・選考スケジュール

募集・選考のスケジュールは以下のとおりです。

募集開始	令和 5 年 8 月 29 日 (火)
申請提出期限	<u>令和 5 年 10 月 26 日 (木)</u> <u>午前 12 時 (正午) <厳守></u>
書類審査	<u>～11 月中旬頃</u>
ヒアリング審査	11 月下旬頃
採択結果の通知	12 月中～下旬頃
支援開始	2 月上旬以降

* 上記のヒアリング審査以降の日程は予定であり、今後変更される場合があります。

2.3 支援期間

支援開始日から令和 9 年度末まで

ただし、個別の研究開発課題の新規採択は令和 9 年度までとし、個別の研究開発課題及びそれに付随する活動は、採択年度を含めて最長 3 ヶ年度程度可能。(最長令和 11 年度末まで)

2.4 支援額

申請にあたっては、以下に示す「申請額の設定にあたっての考え方」を参照し、設定した根拠を明確に示しつつ、PF として必要と考える金額を申請してください。

設定した金額の妥当性自体も審査の対象となり、申請額は選考を通じて査定を受けます。実際の支援額は、最終的に委員会による審査を踏まえ、JST が決定します。選考の結果、採択となった場合でも、実際の支援額を申請額から大幅に減額する場合があります。

【申請額の設定にあたっての考え方】

○ 各 PF は、支援終了後を見据えたビジョンのもと、本公募プログラムの支援終了時点における目標を定め、目標の達成に向けた実施内容を計画するとともに、計画の進捗を把握するための指標を設定してください。申請額の設定にあたっては、目標を達成するための計画として、明確な根拠を示す必要があります。

○ 本公募プログラムでは、実施期間を通して PF が成長すること(規模等の拡充等)を期待しています。その成長を念頭におき、各年度の申請額の設定をしてください。

○ 申請額の算定根拠は、以下の内容を基に作成してください。

➤ スタートアップ創出プログラム（研究開発費）

- ・各ステップの単価と期間
- ・各年度の申請件数の見込み※
- ・想定される採択率
- ・各年度の採択予定数

等

※案件の蓋然性、案件発掘の活動実績、把握している PF 内の潜在的な研究シーズの分析等を踏まえ、根拠を示したうえで申請件数を設定してください。案件の蓋然性を示す根拠として、例えば次の例などが考えられます。

例：科研費等の研究費の受託件数・総額、単願特許件数、大学等発の研究成果を基にした SU の実績（数、資金調達額等）（いずれも 2018~2022 年度の実績）等

➤ スタートアップ創出プログラムの運営やスタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備の実施に必要な活動経費（プログラム推進費）

- ・参画機関数
- ・人件費支出対象数

等

2.5 採択予定数

○ 拠点都市プラットフォーム共創支援：数件程度

- 地域プラットフォーム共創支援：数件程度

2.6 応募要件

※主幹機関、SU 創出共同機関等の機関の要件は「2.1.4 本公募プログラムの実施に当たって構築すべき体制とガバナンス」における「○推進体制の構成要素」を参照ください。

2.6.1 拠点都市プラットフォーム共創支援における応募要件

以下の(1)~(3) を全て満たしていること。

- (1) START スタートアップ・エコシステム形成支援における主幹機関を中心とした提案となっている（START スタートアップ・エコシステム形成支援における主幹機関と本公募プログラムにおける主幹機関は同一とする）。
- (2) 主幹機関、SU 創出共同機関は、共同で実施可能な SU 創出プログラム等を構築する。
- (3) 主幹機関、SU 創出共同機関は、支援期間終了後の持続的な起業活動支援等を実現するため、資金確保を含めた中長期的な計画を立て、機関で連携した SU 創出プログラムの運営が実施できる体制の構築に向けて取り組むこと。特に、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関、SU 創出共同機関として参画し経費を執行するには、支援期間終了後も持続的にスタートアップ・エコシステムの形成・発展に向けた貢献を継続できる体制を構築すること。

2.6.2 地域プラットフォーム共創支援における応募要件

以下の(1)~(6) を全て満たしていること。

- (1) PF は、主幹機関・SU 創出共同機関の所在する都道府県が PF 全体で合計 3 つ以上となるよう形成する。なお、主幹機関・SU 創出共同機関として最低 5 機関以上の複数機関が連携し、PF を形成することが望ましい。
- (2) 1 つ以上の自治体を協力機関に含む。
- (3) 地域における金融機関を 1 つ以上参画機関に含む（協力機関としての参加も可）。
- (4) 一般財団法人、公益社団法人、民間企業等のいずれか 1 つ以上を参画機関に含む（協力機関としての参加も可）。
- (5) 主幹機関、SU 創出共同機関が、共同で実施可能な SU 創出プログラム等を構築する。

※「1.1 大学発新産業創出基金事業の目標・目指す姿」の達成に向けて、PF として事業化に挑戦できるシーズを一定数以上保有している必要があります。

- (6) 主幹機関、SU 創出共同機関は、支援期間終了後の持続的な起業活動支援等を実現するため、資金確保を含めた中長期的な計画を立て、機関で連携したスタートアップ創出プログラムの運営が実施できる体制の構築に向けて取り組む。特に、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関または SU 創出共同機関として参画し経費を執行するには、支援期間終了後も持続的にスタートアップ・エコシステムの形成・発展に向けた貢献を継続できる体制を構築する。

2.7 応募の制限

本公募プログラムにおいて、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本節において記載のない JST 内外の他事業についても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

- (1) 機関は主幹機関、SU 創出共同機関として、「拠点都市プラットフォーム共創支援」「地域プラットフォーム共創支援」の PF いずれか 1 件の申請に参画することが可能です。また、拠点都市 PF の主幹機関・SU 創出共同機関と、地域プラットフォームの主幹機関・SU 創出共同機関を兼ねることはできません。
- 機関は主幹機関として、同時に複数件の申請に参画できません。
 - 機関は SU 創出共同機関として、同時に複数件の申請に参画できません。
 - 機関は同時に、主幹機関と SU 創出共同機関として申請できません。
- (2) 令和 2 年度に大学エコシステム推進型 大学推進型（旧 SCORE 大学推進型）に採択された機関が主幹機関又は SU 創出共同機関として本公募プログラムに参加する場合、SU 創出プログラムに該当する部分について、当該大学が大学エコシステム推進型 大学推進型（旧 SCORE 大学推進型）内で既に実施または今後実施予定の SU 創出プログラムに該当する部分と重複する部分について支援対象外とします（支援する場合は、明確な切り分けが必要となります）。

また、各 PF で採択する研究開発課題における研究代表者の重複応募の制限については、「2.1.5 留意事項」における【研究代表者の重複応募の制限】を参照してください。

2.8 応募方法

2.8.1 申請

申請は e-Rad を用いて、プログラム代表者、及び主幹機関の「事務代表者」により行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。申請にあたり、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロードの2つの作業が必要です。「拠点都市プラットフォーム共創支援」と「地域プラットフォーム共創支援」で e-Rad の入力画面が異なりますので、間違えないようご注意ください。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法について」を参照してください。

2.8.2 申請書一覧

(1)申請書様式

- ①申請様式 1-1：申請書 (word ファイル)
- ②申請様式 1-2：ビジョン・目標、指標の設定 (PPT ファイル)
- ③申請様式 2：予算計画書 (excel ファイル)
- ④参考様式：全国ネットワーク構築に向けた構想について (Word ファイル)

※申請様式 1-2 はヒアリングの際のプレゼンテーション資料に必ず含めてください。様式に沿って作成をお願いします。フォーマットに記載の表題や、記載の順番は変更しないでください。なお、当日の発表にあたり、事前提出資料からの軽微な変更は可能とします。

(2)提出方法

※いずれもサイズは 1 ファイルあたり合計 30MB 以下としてください。

- ・①を PDF 形式とし、e-Rad で「応募情報ファイル」として提出してください。
- ・②、④は PDF 形式、③は excel 形式にて、e-Rad で「参考資料」として提出してください。

下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。(下図の e-Rad 申請画面の前後の操作は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」を確認してください)

基本情報-申請書類					
名称	形式	サイズ	ファイル名		
応募情報ファイル	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照	クリア 削除
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 行の追加 選択行の削除 </div>					
名称	形式	サイズ	ファイル名		
②申請様式1-2：ビジョン・目標、指標の設定	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照	クリア 削除
③申請様式2：予算計画書	[Excel (XLS, XLSX)]	30MB	<input type="text"/>	参照	クリア 削除
④参考様式：全国ネットワーク構築に向けた構想について	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照	クリア 削除
<input type="button" value="アップロード"/>					

2.9 スタートアップ・エコシステム共創プログラムの進め方と流れ

2.9.1 スタートアップ・エコシステム共創プログラムの管理・運営

- (1) JST は競争的研究費制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムオフィサー（以下、「PO」という。）を定めます。
- (2) PO は、外部有識者等で構成される「大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創委員会」の委員長となり、本プログラムの運営の他、本公募の選考、中間評価、事後評価、追跡調査等の各種評価の取りまとめを行います。
- (3) JST は PO を核とした支援体制(委員会)を構築し、当初の目的が達成されるよう進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）を通し、採択されたプラットフォームに対し、実施上必要な協力・支援ならびに事業終了後のフォローアップ等の一連の業務についての支援を行います。

2.9.2 スタートアップ・エコシステム形成支援の全体の流れ

初年度の流れを中心に記載しています。

(1) 申請

- ・プログラム代表者は申請書、ヒアリング説明資料を作成し、e-Rad により申請いただきます。



(2) 審査

- ・委員会により、書類審査、ヒアリング審査を行います。
- ・書類審査実施後、PF に対し、委員会からの質問を送付します。ヒアリング審査までに書面で回

答してください。

- ・ヒアリング審査では、プログラム代表者を中心に説明いただきます。
プログラム共同代表者も可能な範囲で出席していただきます。
- ・ヒアリング審査への参加は、主幹機関・SU 創出共同機関のみ可能です。
- ・ヒアリング審査におけるプレゼンテーション発表時間は拠点都市プラットフォーム共創支援、地域プラットフォーム共創支援とも 20 分程度を予定しています。プレゼンテーション資料の枚数に制限は設けませんが、発表時間を考慮し作成してください。なお、プレゼンテーション資料はヒアリング審査前に提出いただきます。(当日の発表にあたり、事前提出資料からの軽微な変更は可能です。)



(3) 採択 PF の決定

- ・委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- ・JST は主幹機関に採否を通知します。
※SU 創出共同機関等には主幹機関から連絡していただきます。
- ・JST のウェブページにて採択された主幹機関/SU 創出共同機関/協力機関の機関名、プログラム代表者/プログラム共同代表者の氏名、役職等を掲載します。



(4) 研究開発計画書の作成

- ・プログラム代表者に研究開発計画書を作成いただきます。



(5) 契約

- ・主幹機関と JST、SU 創出共同機関と JST との間で委託研究開発契約を締結します。
- ・当初契約では、研究開発費を除いた費用のみ、JST から支払う予定です。
- ・契約締結には以下 2 種類のチェックリストの提出が必要です。未提出の場合は契約を締結できません。
①研究機関は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。
詳しくは、「4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に

ついて」を参照してください。

②研究機関は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。スタートアップ創出プログラムによる研究開発活動を行う機関等のみ対応が必要です。

詳しくは、「4.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」を参照してください。



(6) 実施

- ・ PF 内で SU 創出プログラムの構築・運営、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備等に取り組みます。



(7) SU 創出プログラムにおける研究開発課題の募集・選考

- ・ PF 内で研究代表者のシーズを基にした研究開発課題の募集・選考を実施します。募集要領や使用する申請書等は速やかに JST に報告・提出していただきます。
- ・ 採択後、研究代表者は研究開発課題の計画書を作成し、各機関のプログラム代表者及びプログラム共同代表者を取り纏めます。PF は、研究開発課題の計画書について JST が定める事務処理説明書、および所属機関の規程に従った経費執行となっているか等について確認し、必要に応じて研究代表者等に修正等を依頼します。
- ・ 学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、JST で指定する確認書が必要です。PF はそれらを必ずとりまとめ、後日 JST に提出してください。
- ・ 課題の選考結果を踏まえた PF の全体計画の変更承認を JST で行い、各課題の実施機関と変更契約を実施します。



(8) 報告・サイトビジット・中間評価

- ・ 年度ごとに本公募プログラムの計画書、報告書等を提出していただきます。
 - ・ 委員会による進捗確認(進捗報告会、サイトビジット、報告書)、採択後3年度目を目安に中間評価も適宜受けます。
- ※委員会は、目標の達成状況を進捗管理や評価を通じて確認し、支援期間中の減額等を行う場

合があります。



(9) 終了

- ・プログラム代表者は完了報告書を JST に提出し、機関の担当者は契約関連の各報告書を JST に提出します。
- ・JST は、事後評価、追跡調査を実施します。

2.10 選考方法

2.10.1 選考の流れ

「2.9.2 スタートアップ・エコシステム共創プログラムの全体の流れ」を参照してください。

2.10.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

- a. 申請者等と親族関係にある者。
- b. 申請者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。ここでいう同一の学科・専攻等とは、最小の研究単位である研究室又は研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指す。
- c. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に

所属している者。

f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 総括責任者、プログラム代表者の利益相反マネジメント

総括責任者、プログラム代表者が「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」を共同研究開発機関（SU 創出共同機関）とする提案を行い、「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、総括責任者、プログラム代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、総括責任者、プログラム代表者と「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究開発機関をいいます。なお、a 及び b については総括責任者、プログラム代表者のみではなく、総括責任者、プログラム代表者の配偶者及び一親等内の親族についても同様に取り扱います。

a. 総括責任者、プログラム代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. 総括責任者、プログラム代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. 総括責任者、プログラム代表者が株式を保有している機関。

d. 総括責任者、プログラム代表者が実施料収入を得ている機関。

「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」を共同研究開発機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」を共同研究開発機関とする場合、申請書にて「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」が共同研究開発機関に含まれていることを申告してください。

なお、総括責任者、プログラム代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本公募プログラムで採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等为了避免するために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を主幹機関・SU 創出共同機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を主幹機関・SU 創出共同機関とする場合、提案書にて出資先企業が主幹機関・SU 創出共同機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本公募プログラムの採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本公募プログラムの公募開始日とします。当該日時時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.11 選考の観点

審査にあたっては、申請書やヒアリング審査を元に、以下の観点を中心に評価を行います。

【全体】

- 支援終了後を見据えた PF のビジョンについて、必須としている事項を含んだうえで、適切に設定しているか。
- 設定したビジョンのもと、本公募プログラムの支援終了時点における目標について、必須

としている事項を含んだうえで、適切に設定しているか。

- 目標の達成に向けて、「スタートアップ創出プログラムの構築・運営」、および「スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境の整備」の実施内容とその計画、および実施内容に関連した指標を適切に設定しているか。
- 実施計画に即して、根拠を明確にした申請額を適切に設定しているか。
- PF 内の役割分担とマネジメント体制の構築、運営体制やガバナンスの仕組みの整備の計画は適切か。

【スタートアップ創出プログラムの内容】

- SU 創出プログラムの設計および運営スケジュールは妥当か。
- SU 創出プログラムのステップ 1、2 において特別枠を設ける場合、設置の背景や、想定される案件数、案件の資金内訳、採択予定数、及び審査体制等が妥当か。
- 研究開発課題のシーズの発掘及び募集方法、応募要件(体制含)、選考方法、選考の観点(方針)、審査・運営体制は妥当か。特に、ステップ 2 に関しては、実施条件を満たしているか。
- マイルストーン設定を中心に、研究開発課題の実施内容、予算計画、事業化推進計画を適切に策定・評価できる体制になっているか。
- 研究開発課題の計画について、JST が定める事務処理説明書、および所属機関の規程に従った経費執行となっていることをプラットフォーム内で確認できる体制が整っているか。
- 採択した研究開発課題の伴走支援を適切に行い、PF が目指す大学等発 SU のポートフォリオを実現できる体制・プログラムとなっているか。

【スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備の内容】

- PF の規模拡大、PF 内外での連携、PF の持続可能な運営に向けた仕組みの検討、施設・設備の活用等に係る計画は適切か。
- 起業に向けた大学等のルール、規程等について、令和 6 年度末までに整備する計画となっているか。
- 拠点都市 PF においては、国際展開を見据えた実施計画となっているか。

【その他】

- SU 創出共同機関への資金配分も含め、PF の経費執行計画は適切か。

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

採択後、プログラム代表者は支援期間の全体を通じた全体計画書、年度毎の年次計画書を作成します。計画書には、予算執行計画や体制が含まれます。また、プログラム代表者は研究開発課題決定後、研究代表者が作成する研究開発課題の計画書も取り纏めます。プラットフォームにおいては、各種計画書について、特に JST が定める事務処理説明書、および所属機関の規程に従った経費執行となっているか等を内部で確認する体制を十分に整えてください。

※ 計画書で定める体制および予算は、PO（プログラムオフィサー）によるマネジメント、評価の状況、本公募プログラム全体の予算状況等に応じ、支援期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JST は研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」（61 ページ～）を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.3 研究開発費とプログラム推進費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）とプログラム推進費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

・研究開発費：

研究代表者が研究成果の事業化に向けて、事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定の上、これらマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動（例：ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、市場・規

制・競合技術の調査等) に使用する費用。

※国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人および、本公募プログラムにおいて起業したスタートアップのみ「研究開発費」を執行できます。一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業（本公募プログラムにおいて起業したスタートアップを除く）等は研究開発費を執行できません。

※個別の研究開発課題に紐づく経営者候補人材の人件費については、原則として「研究開発費」からの支出とします。

・プログラム推進費：

研究開発費以外のスタートアップ創出プログラムの運営、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備に使用する費用。

例：外部有識者への謝金、旅費、スタートアップ創出プログラムの運営のための外注費

※一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関またはSU創出共同機関として参画し経費を執行するには、支援期間終了後も持続的にエコシステムの形成・発展に向けた貢献を継続できる体制を構築することが条件となります。

※企業等(大学等以外)について、取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間 が 1 年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、支援終了後は企業等で有償貸借や買い受けが必要になります。

※本公募プログラムにおいて起業したスタートアップの所得物品に関しては、大学等に準じた取り扱いとし、取得時より所有権をスタートアップに帰属させることが可能です。契約の際に JST に相談してください。

研究開発費、プログラム推進費の執行に際しては、特に注意が必要です。JST の HP にて後日公開予定の最新の事務処理説明書等を参照してください。また、Q&A をご確認ください。

3.3.1 研究開発費（直接経費）とプログラム推進費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とプログラム推進費（直接経費）とは、研究開発の実施とプログラム推進に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費

b. 旅 費：研究計画書記載の研究参加者等の旅費

c. 人件費・謝金：研究参加者・支援者等（但し、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金

※大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。

※総括責任者、SU 創出共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者（主幹機関、SU 創出共同機関）の人件費は支出できません。

※研究計画書に研究参加者としての登録がある者（経営者候補人材を除く）は謝金対象とすることはできません。

なお、主幹機関、SU 創出共同機関の参加者は全て研究計画書に研究参加者として登録するものとします。

d. その他：a, b, c の他、研究開発とプログラム推進を実施するための経費（※2）

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約についてのみ直接経費での計上が認められています。

※特許関連経費について、詳しくは「3.3.2 特許関連経費の直接経費からの支出について」をご参照ください。

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進に係る事項」（75 ページ）を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

3.3.2 特許関連経費の直接経費からの支出について

大学発新産業創出基金事業では大学等発スタートアップ創出力の強化に取り組むこととしており、特に国際的に活躍するスタートアップを創出するためには、海外を含めた特許権取得は非常に重要となります。本公募プログラムでは、大学等を対象として、以下の1から5の要件をいずれも満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費（プログラム推進費）から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することが可能です。

1. 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究開発期間開始前の成果）の出願であること。
2. 原則、委託研究開発期間内に出願であること。
3. 大学等の単独出願もしくは同一 PF 内の大学等の共同出願（共同出願が可能なのは PF 内の複数大学等で SU 創出プログラムを共同実施した際に得られた研究成果に基づく特許出願の場合のみ）であること。
4. 当該特許を基に起業したスタートアップが一定の収益を得た後、本公募プログラムで支出した特許関連経費分の費用（例：ライセンスの一時金等）を大学に支払う仕組みを、各大学等において策定すること。
5. スタートアップ設立に向けて必要な特許を確保するための方針や体制を PF 全体として定めていること。

※特許出願する場合、事前に知財戦略を十分検討してください。

※知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の外国出願（PCT 出願を含む）も対象となります。

※支出にあたっては、知財戦略および特許出願について記載のある計画書が JST で承認されている必要があります。

※成果の創出に寄与した研究費制度等において、特許出願に関して制約がある場合には、事前にその制約を確認してください。

直接経費による支出が可能な経費は、出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は1言語につき税抜き100万）等、出願・審査・権利化にかかる経費となります。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外です。判断が難しい場合はJSTに相談してください。

権利が大学等に帰属している特許を外国出願する場合は、JSTの「知財活用支援事業」も活用できますので、ご相談ください。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

なお、国費による支援の重複を回避する観点から、本事業の直接経費で特許関連経費を支出する場合、本事業の研究開発期間中、同一内容の特許出願（外国出願を含む）に対して、本事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支出はできません。また、本事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支援においては、支援を受けるための要件が別途定められている場合がありますので、事前に十分ご確認ください。

3.3.3 直接経費として支出できない経費の例

- ・ 目的に合致しないもの
 - 広く受講者（学生・教職員・社会人等）に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とした人材育成プログラムの開発・運営等（ただし、SU創出プログラムに係る研究代表者や経営者候補人材等への研修等については支出可能）
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの

※支出内容についてJSTで確認のうえ支出を認めない場合があります。

※JSTでは、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本公募プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下のURLにて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.3.4 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直

接経費)の30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和3年10月1日改正)に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.5 複数年度契約と繰越制度について

JSTでは、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています(なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります)。

3.4 評価

- ・JSTは、サイトビジット、進捗報告会、報告書等による進捗確認を実施します。進捗評価の結果により、計画の見直し等を求めることがあります。また、評価結果によっては、支援期間中であっても、活動経費の増額・減額や活動の中止等の措置をとることがあります。
- ・JSTは、採択後3年度目を目安に中間評価を実施します。中間評価の結果、活動の縮小や中止の措置をとることもあります。また、評価結果は公開する予定です。
- ・JSTは、事業終了年度(令和11年度)、または翌年度に事後評価を実施します。事後評価では、プラットフォームの主幹機関およびSU創出共同機関における取組の成果のみならず、協力機関まで含めた支援期間を通じた全体の取組の成果を報告いただきます。また、評価結果は公開する予定です。
- ・JSTは、事業終了の翌年度以降、追跡調査を実施します。

3.5 総括責任者、SU創出共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等

(1) 共通

JSTの研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用)、研究費の不正な使用等を行わない。

c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI） e-ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(2) 統括責任者

本公募プログラムの全体の責任者は総括責任者が務めます。本公募プログラムで実施する内容について、全ての責任を負います。

(3) SU 創出共同機関責任者

SU 創出共同機関で実施する内容について、全ての責任を負います。

(4) プログラム代表者

プラットフォームが目指すビジョンを、参画機関等の調整を図りながら検討・構築します。プログラム代表者はスタートアップ・エコシステムの発展に向けて、主体的にプラットフォーム内外の関係機関とのネットワークを構築し、プラットフォーム全体のマネジメントを行います。

(5) プログラム共同代表者

主幹機関及び SU 創出共同機関において、本公募プログラムの実施事項（スタートアップ創出プログラム等）の内容を一貫して把握し、全学的な視野を持って機関内の活動を推進します。またスタートアップ創出プログラムの運営等に向けた活動の実務を中心的に行います。

3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023_start_keiyakusho.pdf

(上記は研究成果展開事業の雛形となります。大学発新産業創出基金事業の雛形については追って JST の Web サイト (<https://www.jst.go.jp/contract/index.html>) に掲載予定です。)

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.27 (1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（86 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.28 (1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（87 ページ））。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています（受講等に必要の手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

3.7.3 産学融合拠点創出事業について

経済産業省では、産学融合を通じた共通価値の創造を目指し、産学融合の先導的取組とモデル拠点構築に向けた支援を行い、大学を起点とするオープンイノベーションの深化とさらなる拡大を実現するため、「産学融合先導モデル拠点創出プログラム (J-NEXUS)」と「地域オープンイノベーション拠点選抜制度 (J-Innovation HUB)」の2つの取組を実施しています。

本公募プログラムを実施する上で、産学融合拠点創出事業との連携を積極的にご検討ください。

●産学融合拠点創出事業について

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/j_innovation_nexus.html

3.7.4 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について

JST を含む政府系 16 機関は、スタートアップ支援を目的として、「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結し、スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus（プラス） “Platform for unified support for startups”）を設立しています。その一環として、ワンストップ相談窓口“Plus One（プラスワン）”を運用しています。

本公募プログラムを実施する上で、Plus One（プラスワン）の活用をご検討ください。

●Plus One について

<https://starttips.nedo.go.jp/plusone>

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

プログラム代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」(93 ページ) を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

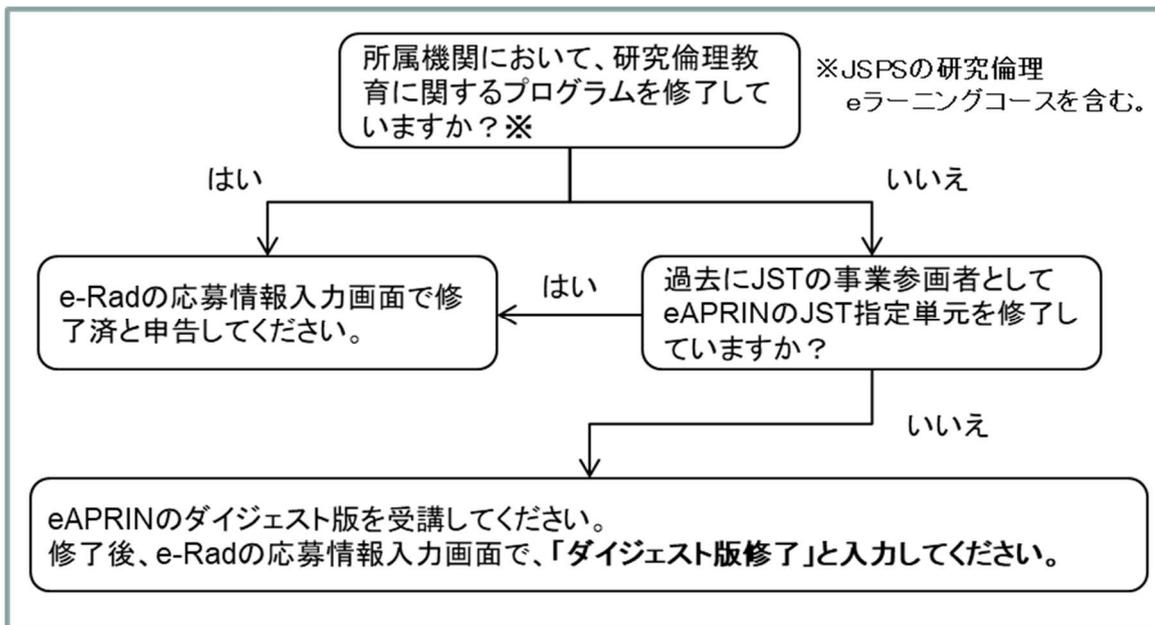
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第2グループ

E-mail : su-ecosys@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、プログラム代表者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本公募プログラムに参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN(旧 CITI)の単元を修了している場合を除きます)。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本公募プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本公募プログラムへの応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本公募プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本公募プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

- ※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本公募プログラムに提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本公募プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本公募プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応

募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本公募プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本公募プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーシ

ョン戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本公募プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本公募プログラムへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3.4
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年
	2 1以外 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①及び③以外のもの	2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本公募プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反

した研究者のうち、本公募プログラムへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本公募プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和5年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和4年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本公募プログラムでは、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023asteps309betsu.pdf>

(大学発新産業創出基金事業については追って記載予定です)

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本公募プログラムにおいて、直接経費からプロジェクトの研究代表者(以下、「PI」という。)の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することを可能としています。PIの人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について(連絡)」(令和2年9月17日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.9 費目間流用について

本公募プログラムにおける費目間流用について、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲は以下とします。

研究開発費内での費目間流用、プログラム推進費内での費目間流用は直接経費総額の50%(直接経費総額の50%の額が500万円に満たない場合は500万円)以内とします。研究開発費とプログラム推進費との間の流用はできません。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていること

を踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じてJSTに報告が必要となります（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2022」（令和4年6月3日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本公募プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意

してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2022」[閣議決定（R4.6.3）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
（令和 5 年 5 月 24 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
（令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優

秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本公募プログラムにおいて、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本公募プログラムへ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- ・ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度[※]の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令

和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19日～20日）の勤務時間（7時間45分～8時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。）

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31年2月25日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本公募プログラムにより、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政

策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、本公募プログラムにおいても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本公募プログラムにおいて雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本公募プログラムから人件費を支出しつつ、本公募プログラムに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」
（令和2年4月10日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍

し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.18 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が本公募プログラムの研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本公募プログラムに限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

さらに、本公募プログラムでは、支援期間終了後の自立的な運営に向けた取り組みを求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合においては、適切な評価等によって無期の雇用契約とするなど、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組みの導入が望まれます。

4.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022 年 5 月 1 日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本公募プログラムを通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までには、本公募プログラムにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本公募プログラム終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

ます。また、本公募プログラムを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- ※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

4.20 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.21 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

4.22 研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表し、令和 4 年 4 月に改訂を行いました。本方針では、本公募プログラムでの研究活動にお

ける研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本公募プログラムに参加する研究者は、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については原則として12ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せてJSTに提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン
https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.23 NBDC からのデータ公開について」もご参照してください。

4.23 NBDC からのデータ公開について

JSTのバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンス統合推進事業（<https://biosciencedbc.jp/>）では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成25年1月17日）でも、NBDC（現 NBDC 事業推進部）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本公募プログラムにより得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデ

ータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベース カタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録 データ	生命科学データベース アーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

4.24 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本公募プログラムにより得た研究成果を発表する場合は、本公募プログラムにより助成を受けたことを表示してください。記載内容については、JST 担当までご確認ください。

4.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 5 年 3 月時点で 9 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.26 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本公募プログラムの公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本公募プログラムの応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本公募プログラムの契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和5年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和5年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意①：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

※注意②：文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けて資金を管理している機関は、継続して管理している間、毎年度 12 月 1 日までにチェックリストを提出することが必要です。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
研究機関は、本公募プログラムへの応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本公募プログラムの契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 5 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発

管理システム (e-Rad) から令和 5 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出 (アップロード) してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本公募プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本公募プログラムの研究課題において、特定不正行為 (捏造、改ざん、盗用) が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本公募プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本公募プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等 (以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。) の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度 (以下「他

府省関連の競争的研究費制度」といいます。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年	
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。
 なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本公募プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本公募プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本公募プログラムへの研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本公募プログラムへの研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.30 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本公募プログラムのウ

ウェブページにおいて公開します。

4.31 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。なお、各研究代表者やプログラム代表者の個別の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad に登録が難しい場合は、JST から内閣府にその情報を提供することがあります。

4.32 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者情報データベースとして 30 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本公募プログラム実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

4.33 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス (応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electronic (電子) の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) (<https://www.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時まで、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者 (設ける場合)、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者 (プログラム代表者等) 用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研

究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」
「12.研究者手続き編」を参照してください。

(2) e-Rad での応募申請

・研究者による応募課題の提出

ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第 2 グループまで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中 申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項>

① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第 2 グループへ問い合わせてください。

② 応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

5.3 その他

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本公募プログラムの公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問い合わせ	JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第 2 グループ	E-mail : su-ecosys@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号 : 03-3512-3529 受付時間 : 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

○大学発新産業創出基金事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

○ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 具体的な操作方法と注意事項

- ・ e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。さらに締切当日は e-Rad が混雑し、著しく時間を要する恐れがありますので早期に e-Rad への入力を始めてください。

- ・ 入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存できます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) をご参照ください。

- ・ 研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。

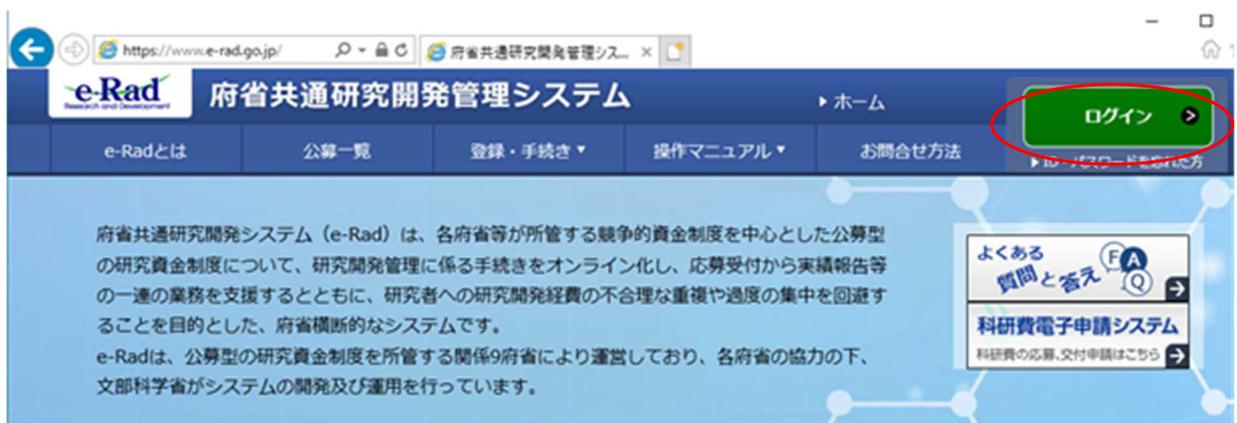
募集締切前日までは、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集可能です。e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。ただし、募集締切当日は「引き戻し」を行わないでください (e-Rad が混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあるため)。

■ 応募情報の入力

- ・ 「申請書」からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- ・ 「申請書」を修正した場合、e-Rad にも最終の情報が転記されているか確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面 <https://www.e-rad.go.jp>

右側の「e-Rad へのログイン」をクリック



【e-Rad ログイン】画面

e-Rad 上の「事務代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック

※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。



【応募採択課題情報管理】画面

1. 新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示
2. 検索条件に「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」と入力して「検索」をクリック
3. 表示される公募の「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」のうち、募集するサブタイプ（「拠点都市プラットフォーム共創支援」もしくは「地域プラットフォーム共創支援」）の「応募する」ボタンをクリック。

【応募にあたっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、右下の「承諾して応募する」をクリックする。



【応募（新規登録）】画面

- ・ 課題 ID：自動採番
- ・ 研究開発課題名：「申請様式 1-1」の「1. 基本情報」の「主幹機関の機関名」を転記

お問合せ 操作マニュアル

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力権が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

公募年度/公募名 2023年度 / スタートアップ・エコシステム共創プログラム 拠点都市プラットフォーム共創支援 2023年度

課題ID/研究開発課題名 **必須** XXXXXXX / 100文字以内

一時保存中の課題を配分機関 **必須** 公開する 公開しない

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 応募・受入状況

基本情報

研究期間(西暦) **必須** 最短研究期間：1年 最長研究期間：7年
(開始) 年度から(終了) 年度まで

研究分野(主) **必須** 研究の内容 **必須** 研究の内容を検索 クリア

キーワード **必須** キーワード 削除

研究分野(副)を設定する ▼ 任意項目を表示

研究目的 1000文字以内 (改行、スペースも1文字でカウント)

あと1000文字

閉じる 一時保存 応募内容提案書のプレビュー この内容で提出

・「基本情報」タブ

研究期間（開始）：2023

研究期間（終了）：終了年度を西暦で記載（最長 2029）

研究分野（主）：「研究の内容」として“その他”を選択

「キーワード」には“起業活動支援”を記載

研究分野（副）の設定：記入不要

研究目的：“スタートアップ創出プログラムの運営等”と記載

研究概要：申請書の内容をもとに、PF の活動内容の概要 300 文字以内で記載。

基本情報・申請書類：該当する資料をそれぞれアップロード

- ・応募情報ファイル ⇒ 申請様式 1-1 (PDF ファイル)
- ・参考資料 ⇒ 申請様式 1-2 (PDF ファイル)
⇒ 申請様式 2(Excel ファイル)
⇒ 参考様式 (PDF ファイル)

基本情報

研究期間(西暦) **必須** 最短研究期間：1年 最長研究期間：7年
(開始) 2023 年度から(終了) 2029 年度まで

研究分野(主) 研究の内容 **必須** Q 研究の内容を検索 クリア

キーワード **必須** キーワード 削除

研究分野(副)を設定する ▼ 任意項目を表示

研究目的 1000文字以内 (改行、スペースも1文字でカウント)

あと1000文字

・「研究経費・研究予算」タブ：

「申請様式2」をもとに各経費の希望予算額を転記

基本情報		研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況	
研究経費					
年度ごとの経費の登録を行います。 「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。					
1.費目ごとの上限と下限					
		上限		下限	
直接経費		(設定なし)		(設定なし)	
間接経費		(直接経費の30%)		-	
2.年度別経費内訳					
大項目	中項目	2023年度	2024年度	合計	
直接経費	プログラム推進費	- 必須	<input type="text"/> ,000 円	<input type="text"/> ,000 円	0 円
	研究開発費	- 必須	<input type="text"/> ,000 円	<input type="text"/> ,000 円	0 円
	小計		0 円	0 円	0 円
間接経費 (上記経費の30%以内)	間接経費	必須	<input type="text"/> ,000 円	<input type="text"/> ,000 円	0,000 円
	合計		0 円	0 円	0 円

・「研究組織項目」タブ：

「申請様式 2」をもとに各経費の希望予算額を転記（初年度予算額のみ）

SU 創出共同機関については、「行の追加」ボタンで欄を追加してください

研究開発費については、全額を主幹機関に計上して入力ください。

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究機関ごとの金額合計	差額
直接経費	300,000 円	0 円	300,000 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究機関ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加
 選択行の削除

研究機関を検索	研究機関コード 研究機関名	責任者役職 責任者氏名 事務代表者氏名 (漢字)	事務代表者連絡先	直接経費 間接経費 ? 必須	研究者 人数	閲覧・編集 権限	削除	移動
			住所 電話番号 メールアドレス					
	代表機関 XXXXXXXXX XXXXXXXXX大学	(姓) ○○ (名) ○○○ (姓) ○○ (名) ○○○	東京都○○○区○ ○○番地 00-0000-0000 xxxxx@xxx.xxx.a c.jp	<input style="width: 80px;" type="text"/> ,000 円 <input style="width: 80px;" type="text"/> ,000 円				
	XXXXXXXXX XXXXXXXXX大学	(姓) ○○ (名) ○○○ (姓) ○○ (名) ○○○	東京都○○○区○ ○○番地 00-0000-0000 xxxxx@xxx.xxx.a c.jp	<input style="width: 80px;" type="text"/> ,000 円 <input style="width: 80px;" type="text"/> ,000 円		無し ▾	<input type="checkbox"/>	

行の追加
 選択行の削除

・「個別項目」タブ：確認事項をチェック。また、プログラム代表者の氏名、フリガナ、e-Rad 研究者番号、所属・役職を記載

基本情報	研究経歴・研究機関	個別項目	登録・受入状況
所属区分	必須	<input type="radio"/> 関大 <input type="radio"/> 公大 <input type="radio"/> 私大 <input type="radio"/> 独法・国立研究開発法人 <input type="radio"/> 高専 <input type="radio"/> その他	
所属機関	必須	<input type="text"/>	
所属部署	必須	<input type="text"/>	
役職	必須	<input type="text"/>	
連絡先区分	必須	<input type="radio"/> 勤務先 <input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> その他	
連絡先電話番号（半角英数字）	必須	<input type="text"/>	
E-mailアドレス（半角英数字）	必須	<input type="text"/>	
【確認】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）の内容を理解し、遵守することを誓約しませんか。	必須	<input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。	
【確認】研究機関における公的資金の管理・取扱いのガイドライン（業種別）（令和3年2月1日改訂）の内容を理解し、遵守することを誓約しませんか。	必須	<input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。	
【確認】本研究費が提供された場合、研究活動の不正行為(理由、改ざん及び虚偽)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しませんか。	必須	<input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。	
【確認】本研究費等に記録している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しませんか。	必須	<input type="radio"/> 不正行為が行われていないことを誓約します。	
【確認】研究費や産学等に関する情報、寄附金や産学以外の施設・設備等による支援等、全ての研究活動に係る透明性確保に必要な情報について関係機関等に基づき所属機関に適切に報告していることを誓約しませんか。	必須	<input type="radio"/> 適切に報告していることを誓約します。	
【確認】研究費に係る教育プログラムの修了状況について調査してください。(eAPRIN(旧CITI))	必須	<input type="radio"/> 所属機関での研究倫理教育に関するプログラムを修了している <input type="radio"/> JST事業等で eAPRIN(旧CITI)を修了している <input type="radio"/> eAPRINダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)	
【確認】eAPRINダイジェスト版を修了している場合、修了証番号を入力してください。(証書者は必須)		<input type="text"/>	
【アンケート】START プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証を聞き取ったきっかけは？	必須	<input type="radio"/> JST事業の公募説明会 <input type="radio"/> START事業の事業プロモーターからの紹介 <input type="radio"/> 研究機関からの案内（大学等研究機関の存学連携部門など） <input type="radio"/> 学会からの案内 <input type="radio"/> JSTのメルマガジン <input type="radio"/> JSTのホームページ <input type="radio"/> e-Rad寄書一覧 <input type="radio"/> 知り合い、口コミ <input type="radio"/> START事業グループからの案内（電子メール、紙送物等） <input type="radio"/> その他	

基本情報	研究経費・研究保証	個人情報	応募・受入状況
<p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。</p> <p><input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。</p>			
<p>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実務基準)(令和3年2月1日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。</p> <p><input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。</p>			
<p>本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為(増減改ざん及び濫用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。</p> <p><input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。</p>			
<p>本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。</p> <p><input type="radio"/> 不正行為が行われていないことを誓約します。</p>			
<p>研究資金や兼業等に関する情報、寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援等、全ての研究活動に係る透明性確保に必要な情報について関係規程等に基づき所属機関に適切に報告していることを誓約しますか。</p> <p><input type="radio"/> 適切に報告していることを誓約します。</p>			
<p>プログラム代表者の研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。</p> <p><input type="radio"/> 所属機関での研究倫理教育に関するプログラムを修了している</p> <p><input type="radio"/> JST事業等で eAPRIN(IBCITI)を修了している</p> <p><input type="radio"/> eAPRINダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)</p>			
<p>eAPRINダイジェスト版を修了している場合、受講確認書番号(数字7桁+AR D)を入力してください。</p> <p> <input type="text"/></p>			
<p>■プログラム代表者(本プログラムの実運用を中心的に推進する方)</p>			
氏名 <input type="text"/>			
フリガナ <input type="text"/>			
所属・役職 <input type="text"/>			
e-Rad研究者番号 <input type="text"/>			

全てのタブ入力後、「入力内容の確認」ボタンをクリックしてください。



【応募（入力内容の確認）】画面

入力されている内容に修正すべき箇所が存在しない場合は、内容に誤りがないことを確認した上で、「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。

【応募の提出完了】画面

正しく提出が行われると、提出が完了すると、「応募の提出完了」というメッセージが表示されます。これで JST へ提出されたことになります。

